

平成 20 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 20 年 2 月 27 日開会

柳泉園組合議会

平成20年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・施政方針	5
・行政報告	5
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 2
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 5
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 6
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 1
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 4
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 5
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 8
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 8
・陳情第1号（上程、委員会付託）	7 3
・陳情第2号（上程、委員会付託）	7 3
・陳情第1号（委員長報告）	7 3
・陳情第2号（委員長報告）	7 3
○閉 会	7 5

平成20年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成20年2月27日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 施政方針
 - 5 行政報告
 - 6 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - 7 議案第2号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
 - 8 議案第3号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 9 議案第4号 柳泉園組合職員の特殊勤務手当に関する条例
 - 10 議案第5号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 11 議案第6号 平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算
 - 12 議案第7号 平成20年度柳泉園組合組合経費の負担金について
 - 13 議案第8号 平成20年度柳泉園組合一般会計予算
- 追加1 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件
- 陳情第1号 小金井ごみ委託処理に関する陳情
- 陳情第2号 可燃ごみ焼却処理委託契約を小金井市と締結しない事を求める陳情
- (廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
- 追加2 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 篠 宮 正 明 | 2 番 野 島 武 夫 |
| 3 番 上 田 芳 裕 | 4 番 板 垣 洋 子 |

5番 小峰 和美

6番 相馬 和弘

7番 長谷川 正美

8番 原 正子

9番 粕谷 いさむ

2 関係者の出席

管理者

野崎 重弥

副管理者

星野 繁

副管理者

坂口 光治

助 役

森田 浩

会計管理者

関 一夫

清瀬市市民生活部長

金子 宗助

東久留米市環境部長

小山 満

西東京市生活環境部長

斎藤 静男

3 事務局・書記の出席

総務課長

大野 常雄

施設管理課長

蛭田 義一

技術課長

櫻井 茂伸

資源推進課長

涌井 敬太

書記

山田 邦彦

書記

小林 光一

書記

本間 尚介

午前 9時59分 開会

○議長（篠宮正明） おはようございます。

本日は全員出席でございます。

ただいまより平成20年第1回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（篠宮正明） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月19日及び本日代表者会議が開催されておりますので、当日御

出席いただきました上田芳裕代表委員に報告を求めます。

○3番（上田芳裕） おはようございます。去る2月19日及び本日代表者会議が開催され、平成20年第1回柳泉園組合議会定例会につきまして協議しておりますので、御報告申し上げたいと思います。

平成20年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。次に「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。次に、「日程第8、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。次に「日程第9、議案第4号、柳泉園組合職員の特種勤務手当に関する条例」を上程し、採決いたします。次に、「日程10、議案第5号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。次に、「日程第11、議案第6号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算」を上程し、採決いたします。最後に「日程第12、議案第7号、平成20年度柳泉園組合経費の負担金について」、「日程第13、議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括上程し、個々に採決いたします。

なお、陳情を2件受理しておりますので、廃棄物等処理問題特別委員会に付託するため、追加日程を上程いたします。「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第1号及び陳情第2号を付託いたします。その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。陳情審査終了後、本会議を再開して、「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございますので、どうぞよろしく願います。

○議長（篠宮正明） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（篠宮正明） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第3番、上田芳裕議員、第4番、板垣洋子議員、以上のお二方をお願いいたします。

ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。本日、平成20年柳泉園組合議会第1回定例会を開催させていただきますに当たりまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様方におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

本年度におきましても議会の皆様方の御理解と御協力を賜りまして、柳泉園組合事業の円滑な推進、諸課題に全力を挙げてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の定例会におきましては、御案内のとおり、専決処分の御報告を初め、条例並びに平成20年度の予算案など8件の議案を御提案申し上げさせていただいております。よろしく御審議を賜りますよう重ねてお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。

なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けをいたします。

まず、施政方針を行います。

○管理者（野崎重弥） 平成20年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、柳泉園組合の主な課題とその対応及び平成20年度事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会並びに関係市の市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌をいたしております。特に循環型社会形成に向けた国の取り組み、あるいは天然資源価格の高騰や循環資源の海外流出など、従前の状況とは大きく異なる様相を呈しております。また、関係市におきましては、依然として財政状況が厳しい中で、ごみの減量をさらに推し進めるため、平成18年10月の清瀬市及び東久留米市に引き続き、昨年10月から西東京市において容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が開始されており、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法の実施に伴う処理費用の増嵩など、その対応に苦慮しております。このような状況において、当組合といたしましては、関係市の痛みを十分把握した上で、処理経費の削減に努め、中間処理施設の立場から最終処分にかかる負担を軽減するため、ごみの減量、資源化など社会背景の変化等を十分把握した上で、従前の処理システムにこだわらず、安全で効率性の高い処理システムに変えてまいりたいと考えております。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。平成18年度において既に資源化を進めております清瀬市及び東久留米市は、減少した不燃ごみにより、本年度の負担金は昨年度を下回っており、西東京市において昨年10月から実施してまいりました資源化における不燃ごみの減量効果は、平成21年度の負担金において反映させてまいります。

次に、事業執行の適正化、効率化について申し上げます。国から地方への税源移譲、地方交付税の見直し等により、関係市の財政運営はますます厳しい状況になっており、当組合の施設運営に当たっては、関係市が極めて厳しい財政状況であることを念頭において、日常業務の経費の削減をさらに進めてまいります。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。当組合が事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度からの関係市との人事交流を本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。なお、平成19年度をもって清瀬市との人事交流の期限が終了となりますので、平成20年度より3年間、改めて清瀬市との人事交流をお願いしているところです。関係市との人事交流により、廃棄物行政という狭義の行政から市民サービスを主体とする地方行政にかかわることは、今後の当組合職員の能力や資質の向上にも大きな意義があるものと考えております。

次に、人事管理について申し上げます。ここ数年にわたる団塊世代の定年退職後の欠員分は、人件費の抑制のため、前年度に引き続き原則行わないこととしており、再任用職員と派遣職員で対応してまいります。このことにより、本年度は職員定数59に対し、11減の48人体制になります。

次に、給与制度について申し上げます。既に東京都及び関係市において実施されている職務職階制に基づく給与制度への移行について検討をしてまいりました。本年2月、職員組合との間で給与制度の改正について合意を得ることができましたので、本年4月から新給与制度に移行いたしたく、今定例会において給与条例の改正をお願いするものです。また特殊勤務手当につきましては、現行月額で支給されております現場作業手当、業務手当及び技術手当等を廃止し、新たに勤務の特殊性に応じて一勤務単位で清掃業務手当等を支給いたしたく、条例の全部改正をお願いするものでございます。なお、このたびの見直しにより、特殊勤務手当は前年度に比べ509万6,000円、81.6%減となっております。

次に、本年度の予算編成について申し上げます。予算編成に当たりましては、関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入における使用料及び手数料については、平成18年度の決算額をもとに精査した上で計上し、歳出においては、ごみ処理施設等の維持管理に係る経費については、基本的に前年度の契約額を精査した上で計上しております。このことにより、関係市の負担金は、前年度と比べ2,633万2,000円、1.3%減となっております。

次に、本年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみの処理については、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成18年度実績と比較して2,549トン、3.3%減を見込んでおります。なお、容器包装プラスチックの資源化により、本年度のクリーンポートの発電量は、平成18年度の実績と比較して387万7,530キロワットアワー、12%減となります。また、現在クリーンポートで

使用している各データ管理用計算機は、平成12年11月施設稼動から7年を経過しており、今後部品等の調達が困難となり、運転管理上支障を発生するおそれがあるため、同システムの更新を図るものです。

次に、不燃ごみの処理につきましては、平成18年度実績と比較して2,744トン、23.0%減を見込んでおり、これは、容器包装プラスチックの分別収集を開始する前の平成17年度実績と比較いたしますと3,745トン、29.0%減となります。なお、当組合の不燃ごみ分別後に発生する硬質系プラスチックにつきましては、再利用の一環として固形燃料の資材として提供し、その他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行い、埋め立て量の削減に努めております。

次に、資源物の処理につきましては、平成18年度実績と比較して192トン、2.1%減を見込んでおり、リサイクルセンターで選別、梱包した上で資源化を行ってまいります。また、現在リサイクルセンターびん類選別ラインは、コンベア等の定期点検に毎年度3,000万円前後の費用を要しておりますが、経費節減と作業効率の向上を図るためシステムの見直しを行うため、本年度施設改修の事前事務として、改修工事設計業務委託を予算計上いたしました。

次に、し尿処理につきましては、平成18年度実績に比較して86キロリットル、3.4%減を見込んでおり、処理後の排水につきましては、引き続き下水道放流とするものです。

次に、厚生施設柳泉園グランドパークの運営につきましては、施設利用者の緊急時に対応するため、AED（自動体外式除細動器）を設置する等、市民の皆さんに安心して施設を快適に御利用いただくよう努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。粗大ごみ処理施設の更新に当たっては、関係市における容器包装プラスチックの分別収集後、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量を確認し、適切な施設の規模、処理方法及び実施時期等につきましては、関係市と連携してその基本的な方向性を提示してまいりたいと考えております。また、組合運営に当たっては、クリーンポートの運転全面委託化等を視野に入れ、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設の業務の見直し、改善を図りながら、費用効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成20年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。平成20年度の施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願い

申し上げます。

○議長（篠宮正明） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成19年11月から平成20年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

それでは初めに、1ページをお開き願いたいと思います。

総務関係でございます。1の庶務についてでございますが、11月6日及び7日に柳泉園組合周辺自治会との定期協議会を開催いたしまして、組合の管理運営等についての協議を行っております。また、関係市の清掃担当部課長をもって構成いたします柳泉園組合事務連絡協議会につきましては、今期は2回開催してございます。議題といたしましては、平成19年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程案及び平成20年度の一般会計予算案等についての協議を行いました。

次に、2の見学者の状況でございますが、表1に記載のとおりでございます。今期は17件、615人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が7件、452人でございます。

3のごみ処理手数料の徴収状況でございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。

4の監査でございますが、両監査委員において11月22日に例月出納検査が行われております。

続きまして、5の契約の状況につきましては、今期は6件の工事請負契約を行っております。その状況につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表3-1のとおり2万595トンで、これは昨年同期と比較いたしまして1,919トン、8.5%減少しております。ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表3-2から表3-4に記載のとおりでございます。昨年同期に比較し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみすべてで減少しております。特に不燃ごみにつきましては、一昨年10月から清瀬市及び東久留米市で、また昨年10月より西東京市で容器包装プラスチック類

の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、搬入量は昨年同期と比較し、3市合計で922トン減少しております。なお、多摩地域ごみ処理広域支援実施要綱に基づく小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、年間契約量489トンでございますが、今期は114トンの可燃ごみを受け入れました。この結果、小金井市の可燃ごみを含めました今期の総搬入量は2万709トンで、昨年同期と比較いたしまして1,805トン、8.0%の減少でございます。

次に、5ページの表3-5でございます。1人1日当たりのごみの現単位を表示してございます。また、表4-1及び表4-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。表5-1及び表5-2は、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,238トンで、昨年同期と比較し94トン、4.0%減少しております。

続きまして、2の施設の稼働状況でございます。まず柳泉園クリーンポートでございますが、順調に稼働しております。また、今期の主な整備状況といたしましては、前期に引き続き1号炉の定期点検整備補修を実施し、完了いたしました。また、1号炉活性炭攪拌機用モーターが破損したため、交換修理を実施いたしております。さらに排ガス中のダイオキシン類の測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いのもと、11月30日に実施いたしております。

次に、柳泉園クリーンポートの処理状況でございますが、7ページの表6に記載させていただいておりますが、一昨年10月の清瀬市及び東久留米市に続きまして、昨年10月から西東京市における容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、クリーンポートで焼却している軟質系プラスチック類等可燃物の焼却量は、昨年同期と比較いたしまして611トン、30.6%減少しております。

また、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては、7ページの表7から8ページの表9に記載してございます。それぞれ排出排除基準に適合いたしております。

次に、8ページの中段でございます。不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況につきましては、今期も順調に稼働しております。記載のとおり、今期の機器の補修状況でございますが、小型破砕機の修理及びバグフィルターの清掃等を実施いたしております。

不燃ごみ等の処理の状況につきましては、表10に記載してございます。また、容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことに伴いまして、今期も不燃ごみの処理量は昨年同期と比較し減少傾向にございます。

次に、9ページ上段のリサイクルセンターにつきましては、記載の定期点検整備補修を実施し、今期も順調に資源物の資源化に努めているところでございます。その状況につきましては、表11に記載のとおりでございます。

次に、3の最終処分場についてでございますが、焼却残渣の排出でございます。引き続き東京たま広域資源循環組合、日の出町二ツ塚処分場エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,493トンでございまして、これは昨年同期と比較し281トンの減少となっております。なお、小金井市の可燃ごみ焼却に伴う焼却残渣を含めました総排出量は2,508トンで、昨年同期と比較いたしまして266トンの減少でございます。搬出状況は、9ページ表12に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物の再利用状況でございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては、埋立処分場の延命化を図るため、埋め立て処分をせずにRPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、10ページ表13に記載のとおりでございます。

次に、11ページ記載のし尿処理施設関係でございます。まずし尿の搬入状況でございますが、今期の総搬入量は536キロリットルと、昨年同期の601キロリットルに比べまして65キロリットル、10.7%の減少でございます。表14-1から表14-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

次に、12ページの施設の状況でございます。施設は順調に稼動しておきまして、今期はポンプ等の定期点検整備を実施いたしました。し尿処理施設における下水道放流水測定結果は、表15に記載してございます。測定結果はそれぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページに記載の施設管理関係についてでございます。厚生施設の利用者の状況でございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は206回で3.3%の減、テニスコートは1,062回で11.6%の増、室内プールは1万1,789人で5.4%の減、浴場施設は2万4,854人で0.9%の増となっております。詳細につきましては、表16-1、表16-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表17に記載のとおりでございます。

最後に、14ページの施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表18及び表19に記載しております。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 次に、管理者から発言がございます。

○管理者（野崎重弥） 小金井市に対します広域支援の関係について御報告をさせていただきます。

小金井市に対する平成20年4月以降の広域支援の基本的な考え方につきましては、本年2月19日開催の第1回柳泉園組合議会全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。その後、小金井市長より2月25日に多摩地域ごみ処理広域支援の継続について、お手元に御配付の文書でございますけれども、依頼がございました。内容につきましては、幾つか条件がついております。

1点目といたしましては、小金井市においては平成18年10月31日に作成した新焼却施設建設にかかるスケジュール案に示されているとおり、平成21年2月に新ごみ処理施設の候補地（建設場所）を決定するものとする。なお、この期日までに候補地の決定ができない場合については、平成21年度以降における広域支援の継続が非常に困難になるものと理解している。2点目、平成20年4月以降の広域支援の継続については、契約を年度ごとに更新するものとし、支援期間は平成22年3月までとする。3点目といたしまして、建設場所の選定については、小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会のスケジュールに沿い、平成20年3月末までに候補地を数カ所に絞り込むものとするという3つの条件を付して20年4月以降における広域支援の継続依頼がございました。

当組合は、小金井市からの広域支援の要請において一定の見解が示されていると判断いたしまして、周辺自治会の皆様方に2月26日開催の第2回臨時協議会におきまして、広域支援につきまして御説明申し上げます。当日は稲葉小金井市長も出席をされまして、改めて周辺自治会の皆様に広域支援のお願いがございました。周辺自治会の皆様からは多数の御意見をいただきましたが、平成20年4月から平成22年3月までの小金井市の可燃ごみの処理につきましては、依頼の中にごさいます条件を付して受け入れることについて、御理解、御協力をいただきました。柳泉園組合議会の議員の皆様におかれまして、このことについて御理解いただきますようあわせてお願いを申し上げます。

小金井市のごみの広域支援の関係についての昨日決定をいただきました近隣自治会協議会の皆様方との協議の結果について御報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方。

○4番（板垣洋子） まず、小金井市のことについて先にお聞きしたいと思います。

昨日行われた協議会の中で、周辺の自治会はせんだっての全員協議会のように、6自治会あるとおっしゃいました。——どのように周辺自治会が東久留米市側と東村山市側と、何団体あって、参加がどうだったのか。それからもし欠席があるところでは、内容についてどのように御理解を今後求めていくかについて教えてください。

それから施政方針のほうで、安全で効率性の高い処理システムということが書かれてありますけれども、具体的にはどこでどのように計画を立てていくのかを教えてください。

それからリサイクルセンターのびん類選別ライン、これは予算のところで確認をさせていただきたいと思います。

それから施政方針の最後のところに「周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます」という文言がありますけれども、運営について、情報公開についてはどのようなお考えなのか、基本的なところをここで改めて確認させてください。

○総務課長（大野常雄） 昨日の臨時協議会に御参加いただきましたのは、東久留米市側の自治会の方、これは実際には3自治会ございますが、3自治会、全団体出席しております。それから東村山市側のほうでは6自治会ほどございますが、そのうち4自治会の方が御参加をいただいているということでございます。また、当日出席されていない方については、私どものほうできちんこのことについては御説明していきたいと考えているところでございます。

○管理者（野崎重弥） 安全、安心な施設運営、効率的な施設運営ということを常日ごろ心がけて施設の管理運営に当たらせていただいております。例えば柳泉園の排ガス濃度の検査等のサンプルの採取等につきましては、近隣自治会の皆様方にもお立ち会いをいただきまして排ガスの採取をしておりますし、私どもで今情報公開との関係で、すべての情報は基本的に開示をさせていただいていると考えております。今後ともそういった近隣の皆様方に御不安を与えないような、また柳泉園組合として法を遵守させてい

ただきながら施設の管理運営に当たってまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○助役（森田浩） 3点目の情報公開の関係でございますが、基本的には柳泉園といたしましては、プライバシー等を除きまして、すべてを情報公開の対象ということで実施はさせていただきますいております。

○4番（板垣洋子） 昨日の協議会の中でどのような意見が出たのか、具体的にもっと詳しく教えていただきたいと思えます。全員協議会の際の周辺自治会の方の意見では、ほとんどがこのまま継続の支援は否定的だったと思うんですけども、何が決定的になったのかみたいなのところも詳しくお話してください。

それから先ほど私が2点目に、「安全で効率性の高い処理システムに変えてまいりたいと考えております」と施政方針に書いてありましたので、質問の仕方が悪かったようで申しわけございません。今後何か別の方法の処理システムを考えられているのかと思ひまして、その辺をお聞きしたかったんですけども、このこともお願いいたします。

○管理者（野崎重弥） まず昨日の第2回の近隣住民の皆様方との臨時協議会でございます。先般の柳泉園組合全員協議会で御報告をさせていただきましたように、第1回の周辺自治会との臨時協議会の中で、おおむね25点にわたって意見等をちょうだいいたしましたということは、文書をもって皆様方に御報告をさせていただいたところでございます。

昨日も基本的にはこういった考え方は皆さん方から強く指摘がございました。例えば小金井市の市民検討委員会の中で、脱焼却などのごみ処理方式の議論を行うよりも、まず用地選定の議論を行うべきではないか、そういった切羽詰まった感じが小金井市民の中にあるのかという御質問が小金井市長に対してございました。そういった中では小金井市長からは、19回の市民検討委員会を開いているけれども、そのうちの16回は処理方式の議論だったと、用地選定に向かっては、その後議論をしてきている。今、市民検討委員会の中でもそういったことを踏まえて積極的な議論をしてきていただいているというお話がございました。

また、小金井市からの要請文のようなものがもっときちんとしたものでないのか、このような支援が当たり前のような意見なら今後は支援できないと。要請をするなら明確な文書がないのはおかしいのではないかという強い指摘が第1回の臨時協議会であったわけでございます。そういった形の中で、組合の管理者会議、そして全員協議会でいただいた御意見、こういったものも踏まえて小金井市側に意見を申し述べさせていただいて、先ほど

御報告をさせていただきましたような2月25日付の小金井市からの文書になっているということでお話も昨日させていただきましたし、小金井市側からの文書も近隣住民の皆様方に御提示もさせていただいております。

また、19、20、21、3年間の支援ということだけでも、その後もなし崩し的に焼却支援が続くということはないのかという御質問がございました。その中では、今回小金井市からいただいた文書は、明確に3年間で終わると、なおかつその条件として、ことしの3月までに数カ所の候補地に絞る、そして明年、平成21年2月までに建設予定地を決定する。そのことがなければ次年度以降の継続しての焼却支援は困難なものと理解をするという見解、なおかつ年度ごとの契約更新、最長でも19年度、20年度、21年度の3カ年間で広域支援という明確な文言がこの25日付の文書の中にあるわけですから、それをもって私どもでは一定の方向を出させていただきたいというお話も申し上げさせていただいたところでございます。

そのほか、基本的に柳泉園がこれまで広域支援を行ってきたわけでございますけれども、本当に小金井市に切羽詰まったという状況が近隣自治会には伝わってこない、こういったことについて実際どうなのかという大変厳しい御指摘もございました。しかしながら、最終的に小金井市長からもきちんとしたお話もいただきましたし、近隣自治会の皆様方は最終的にどなたも異議がなく、全会一致でこの3つの条件を付して20年、21年の支援を行うということで御了解をいただいたところでございます。

○助役（森田浩） 2点目の現在柳泉園で行っております処理体系と申しますか、システムの根本的な改善というところから見ますと、現在具体的に検討しておりますのが、先ほど管理者のほうから施政方針でも報告させていただきましたけれども、リサイクルセンターのびん類の選別ラインのシステムを根本的に変えていこうということで、来年度予算にその設計費を計上させていただいております。具体的には、現在びん類の搬入につきましては、搬入後分別の箇所までコンベアーを利用いたしまして搬送しておりますが、コンベアーにかかる経費が非常に、年間3,000万ぐらいの点検整備補修経費がかかるということで、それをどうにか節約できないかということで、コンベアーを撤去しまして、小型のフォークリフトを活用しまして、そこで搬送するような方法にどうにか施設を変えられないかということで、根本的なシステムの変更について現在検討しているところでございます。

また、今後につきましては、粗大ごみ施設の現在破砕機を活用して破砕した後に処理し

てございますが、それにつきましては、過去最終処分場に持ち込む際破碎をしなければいけないという条件がございましたからそのような形で処理してございますが、それを現在持ち込んでおりませんから、埋め立てしてございませぬから、その辺を破碎しないで済むような処理ができないかというところを今後の検討課題としたいということで、内部的に検討してございます。

また、大きくはクリーンポートの全面委託化による効率的な運転ということも、これもまた非常に大きい問題でございますが、視野に入れて今後改善を図っていくというところで、内部的には検討しているところでございます。

○4番(板垣洋子) 小金井市との問題なんですけれども、この昨日小金井市と提携しているわけなんですけれども、このことと広域支援のほうというのはどちらが上位になるのかなということもここで確認させていただきたいんですけれども、この中では3年間という約束をしていますけれども、広域支援の中では、今後焼却場の場所が決まったとしたら、それは事前に予測可能事態に当たるようになると思うんですね。そうした場合に、この場合また周辺で広域支援という形でせざるを得なくなるのではないかと思うんですけれども、それはどちらが上位になるんですか。地域の周辺との約束とか、小金井市との約束はそうであっても、ここの広域支援体制の実施要綱によりますと、それは計画できることで逆に協力が必要な事態に当たってしまうのではないかと思うんですけれども、その辺少し御説明お願いします。

○管理者(野崎重弥) 昨日第2回の周辺自治会との臨時協議会の中で、周辺自治会の皆様方には御了承をいただきました。きょう組合議会のほうに御報告をさせていただいておるわけでございますけれども、きょう現在において、小金井市とまだ契約は結んでおりません。今後小金井市側と契約に向けての具体的な詰めを行っていくことにはなりますけれども、現段階においてはまだ契約はいたしておりません。

また、広域支援の関係でございますけれども、議員御指摘のように、多摩地域のごみ処理の広域支援の関係につきましては、確かに協定は結んでおります。しかしながら、私はこの広域支援の関係について強制力があるとは考えておりませぬし、監査結果等においても強制力があるとは認定されておりませぬ。広域支援に該当する、ではそれぞれ支援をする団体がどういった形で支援ができるのかということについては、支援を求めている側と支援をする側との個別協議になっていくと考えておりますから、私どもは今般の小金井市の広域支援の要請に対して19年、20年、21年、この3カ年については基本的に、条

件はつけておりますけれども支援をしていくということでございますし、その中で明確に3年間の支援ということになっておりますから、その支援が終了した後について、なし崩しのまた新たな支援を行うということは、私は考えておりません。

○4番(板垣洋子) わかりました。国分寺市のほうでは市長の施政方針の中で、処理施設が決まったら、その年の3月までと言っていて、むしろ柳泉園の、こちらのほうが長い期間支援をしていくよということを先に決めてしまったような形になるんですけども、そこは昨年のこの時期に御説明があったこととはやはり少し食い違うのかなと思いますので、具体的に支援をしている団体同士で情報交換をしっかりとしながら、そのところは厳しく市民の立場に立った進め方をさせていただきたいと、最後に意見で申し上げておきます。

○管理者(野崎重弥) 今般私どもが組合議会の皆様方からの御意見等も踏まえる中で、当然柳泉園組合の管理者会議も開かせていただきましたけれども、この条件を付して小金井市側にお話をさせていただいたわけでございます。私は、柳泉園組合管理者として今回の小金井市側から示されたこの3つの条件が、私はこれは大変重い3つの条件だと思っております。それは、現在市民検討委員会の中で検討されている候補地はたしか14だったと記憶をいたしておりますけれども、こういった中での議論が進められている。これを3月末までに数カ所に絞り込む、なおかつ来年の2月までに建設地を決定する、これが大きな条件になっているわけでございます。なおかつ私どもの基本的な考え方は、来年2月までに建設地が決定できない場合は、そこで支援は終わりですということもあわせて小金井市側にお伝えをさせていただいておるわけでございます。また柳泉園周辺の自治会の皆様方との臨時協議会を2回開かせていただきましたけれども、その中でもなし崩しの支援というのは認められないということは強く指摘をいただいておりますし、19年度の小金井市のごみ支援を始めさせていただきますときにも同じようなことを言われておるわけでございます。

そういった中では、私どもは基本的にこの柳泉園組合の管理運営に当たって、組合議会の皆様方の御理解と御支援も、これは当然ちょうだいたさなければなりませんけれども、何よりもやはり端的に申し上げまして、決して柳泉園組合はごみ焼却場という性質上、利便施設とは言いがたい、むしろ迷惑施設であると言ったほうが私は適切だろうと、より現実に近いだろうと思っております。そういった中で、この柳泉園組合を適切に、また近隣の皆様方の御理解と御支援もいただきながら管理運営に当たっていくには、まず一義的に近隣の皆様方の御理解をちょうだいする、こういったことを基本に置きながら、管理者、そ

して組合議会の皆様方との協議を経て方向性を決定していくことが重要だと思っておりますから、決して今般の近隣自治会の皆様方との協議の結果が今御指摘にありますような、近隣の皆様方と協議の上で方向性を決めさせていただいたと私は思っておりますし、そういった形でぜひ組合議会の皆様方にも御理解をちょうだいできればと考えておるところでございます。

○9番（粕谷いさむ） 施政方針の中で、先ほど質問があって答弁もあったんですけども、このベルトコンベアーのシステムを変えるということで、どういうシステムにするのかなという、システムを変えても規模が同じだと大体点検費用は変わらないのかなと思ったんですが、フォークリフトに変えるというお答えがありました。機能的にベルトコンベアーと同じような、フォークリフトで機能がカバーできるんでしょうか。それをひとつお聞きしたい。

あと、関連しているんですが、行政報告の説明の中で、行政報告の資料の4ページと5ページの工事請負契約状況、これはリサイクルセンターの定期点検整備補修というのがあるんですが、これはその隣の5ページのリサイクルセンターコンベアーの交換修理とありますが、リサイクルセンターの点検整備の中にはこのコンベアーの点検も含まれているんです。それは後で答弁いただきますけれども、含まれているのかどうかということと、もし含まれているのであれば、定期点検の工期が平成19年12月7日から始まって、20年3月12日までと。こちらのベルトコンベアーのコンベアーベルトの交換修理のほうが少しラップしちゃっているんですね。20年1月28日から始まって、20年3月14日までということで、点検と修理の終わる日が2日しか差がないということで。普通修理というのは、点検をして、欠陥場所が見つかったからその箇所の修理に入るというのが我々の常識だと思うんですけども、少しこの辺の理解ができないんですね。

うちなんか小さいプールですけども、年間で何回という保守点検の契約をしております。その点検に来たときに、ここは次には修理をしなければいけない箇所ですよということで指摘されて、それを見積もりしていただいて、それでやろうという形なんです。システムというか、規模が違いますから、点検している業者と修理をしている業者、入札をやっていますから当然違っておりますけれども、その辺は理解できますけれども、まだ点検をしている間に修理に入っちゃうというのは、どういう形でその欠陥箇所を発見するのかということと、仮に点検の期間がありますから、その期間内に最初に点検をした箇所の欠陥箇所が見つかったから、では修理してくださいということでほかに頼んでいるにして

も、入札してから決まるまでの期間が、日にちが必要だと思うんですね。その辺の日程的なものがどうしても私にはわからないんですけども、素人でもわかるように説明を願いたいと思います。

○資源推進課長（涌井敬太） まず第1点目のリサイクルセンターの改修の関係ですね、設計委託にかかっているほうです。こちらに関しましては、びんの系列の貯留と搬送を兼ねたローラーコンベアー——何というんでしょう、ベルトでなくてローラーがたくさんついているコンベアーが7系列ございます。基本的にはそこで1日平均の搬入量のびんのかごを貯留をすることができるという設定で設計をされております。そこに一度貯留されまして、その後手選別によって生きびん、それからカレット等に分けていくわけですが、そのコンベアーの1階から2階にまず上げるリフターという装置がありまして、そこからローラーコンベアー7本、それからさらに選別するところまでの系列が全部シーケンサーで制御されているものですから、それと特殊なコンベアーということもありまして、平成5年10月に設置して以降15年経過している中で、かなりの修理等にかかる経費が増してきております。

そういったものを、現在パレットに、年末年始とか連休後ですと搬入量が多いものから、そのローラーコンベアーの上に全部が乗せ切れなくて、どうしても表に置いてしまうときがございます。そういったときにパレットの上にかごと置かせていただくんですが、そういった状況のものをそのままパレットごと2階のほうに運び上げて、その2階で運搬をする装置として軽量のフォークリフトを利用して運搬していったら、もっと効率的に、かつ経費が安くできるのではないかとということを考えまして、今回その設計委託を計上させていただいているわけでございます。

内容は以上です。

それから2点目の工事契約の関係ですが、リサイクルセンターの定期点検整備補修（その2）につきましましては、びん系列の手選別装置、これはターンテーブルというのがあるんですが、そういったものの補修、それから缶系列の鉄のプレス機、アルミプレス機の補修、それからアルミ選別機の補修、それから古紙系列に行きまして、圧縮梱包機の補修が主な内容でございます。それで、それが12月7日から20年3月12日までの期間の工期で実施をさせていただいておりまして、次のリサイクルセンターコンベアーベルト交換修理につきましましては、主にびん系列なんですけど、ベルトコンベアーが9本の、もっとたくさんあるんですけど、1年に1回ベルトを交換するコンベアーと、それから1年に2回ベルトを

交換するコンベアーと、2年に1回ベルトを交換するコンベアーと複数本ございまして、そのうちの9本のコンベアーのベルトを交換する工事でございます。ですから、全く内容が違うものですから、工事期間がダブっておっても何ら問題がない、そういった内容のものでございます。

○9番（粕谷いさむ） 先ほどのフォークリフトで何ら機能的に支障がないよというなら、それはそれを取り入れた後でまた見学でもさせていただければ、ああ、なるほど、すばらしいものだなというのがわかると思いますので、期待しております。

それでは、リサイクルセンターの定期点検という中には、このコンベアーの定期点検、これもリサイクルセンターのコンベアーということなんですが、全然この中には定期点検が含まれていないんですか、コンベアーは。少し紛らわしいです、この題名が。

それと、含まれていなければ、では別に定期点検をして、その2のほうとは違った契約というか、年間の定期点検か何かの契約はしているわけですか、コンベアーだけの。素人がぼんと見てもその区別が、聞いてみないとわからないというか、もう少しわかりやすく書いてもらったほうがいいかなと思います。定期点検というのは何回ぐらい行っているんですか。先ほどのベルトコンベアーのほうの年間で約3,000万円かかるというその定期点検は、もうじきそれはなくなるということなんですが、何回ぐらいやっているんでしょうか。

○資源推進課長（涌井敬太） 最初のコンベアーの関係ですが、複数の装置がリサイクルセンターにございまして、そのうち定期的に全体を見ながらやって、全部でなくて、その内容を毎年必要に応じて、2年に1回、3年に1回とかえていかなければいけないもの、修理等があるものですから、それが定期点検整備ということで考えてございます。このベルトコンベアーについては、いわゆる通常のベルトのコンベアーなものですから、業種としてこのコンベアーを設置なり修理なりできる業者さんであればどなたでもできますので、入札をする際の選定をしやすいわけですね。それで、オーバーホールに関しましては専門性が入ってくるものですから、その業者さんが異なる部分が出てきます。ですから同じ業者さんでは、比較をして全部が同じ業者さんでないものになるものですから、あえて分けていると御理解いただければありがたいのですが。

それからローラーコンベアーの改修の件ですが、ローラーの部品とかチェーンとか、そういったものを定期的に毎年交換させていただいております。ただ、それが全数でなくて、その傷みぐあいによって半分であったり3分の1であったりするわけですね。それを毎年

定期的に交換をしているものですから、そういった経費をなるべく節減できないかということと検討させていただきたいということで、設計業務を今年度予算化させていただいております。

○9番（粕谷いさむ） 先ほどの年間3,000万にこだわるわけではないけれども、3,000万円とこの定期点検料が契約金額が1,018万5,000円ですか。だから、3回ぐらいやっているのかなと思ったので少し聞いてみたんですけども。

それと、この定期点検整備補修という中には修理も入っている項目もあるわけですね、場合によっては。そうでないと何か理解できない。定期点検だけだとオーバーホールなんてことは全くその言葉は出てこないだろうし、その辺が少しわからなかったんですけども、何となくわかったような気がしてきました。ありがとうございます。

○3番（上田芳裕） 施政方針と行政報告ですので、予算のほうにも少し絡む質問になるかもわかりませんが、気をつけて質問したいと思います。私、4点質問したいと思います。まず1点は、負担金の算出の根拠であります。2点目は、特殊勤務手当の問題。3点目は、今もお話がありましたけれども、随意契約に関する質問ですね。それと4点目は、小金井市の公文書の関係、今、管理者からの報告がありましたものですから、この4点にわたって少し質問したいと思います。

まず負担金の算出根拠でありますけれども、施政方針の中では負担金を減らす方向でと、反映させているというお話であります。負担金の算出の根拠というのを改めて、素人の質問で申しわけないんですが、少しお尋ねしたいと思います。それで、今回施政方針の中にも述べられているいわゆる負担金が低くなってきた理由の1つとして、不燃ごみの減量効果が挙げられておりますけれども、御案内のように財政が非常に厳しい地方自治体の今後の運営をどうするかというのが各市の大きな問題でありますけれども、この負担金のあり方の問題ですね。今回施政方針では不燃ごみの減量効果が負担金を減らす効果につながったと出ておりますけれども、ほかの要素として、今後負担金——その柳泉園組合議会としては負担金があったほうがいいんでしょうけれども、各市の地方自治体の財政状況を考えますと、今後の負担金のあり方も含めまして、いわゆる負担金の算出根拠も聞いている上ではそういうことなんですけれども、少し見解をお尋ねしたいと思います。

2点目は、特殊勤務手当が509万減になったということで、これはよいことですが、このことによって業務に支障が来すのかどうかということをお尋ねしたいと思います。それで、来さないということであれば、何で今まで減らさなかったのかと、こういう

意地悪な質問にもなるんですが、今回は素直に業務に支障を来すのかどうか、この辺にとどめておきましょう。

それから3点目の、資料をいただいておりますいわゆる契約の問題ですね。工事契約の内容で、特に随意契約なんですけど、御案内のようにさまざまな事件等が社会で問題になったときに、いわゆる随意契約の問題が必ず出てきます。それで、落札率の問題が出てきます。それで、随意契約のコストダウンの努力というのは、具体的にどうやっていけばよろしいのか。柳泉園組合の施設そのものが極めて特殊だということも当然ありますけれども、したがって随意契約にならざるを得ないという客観的な理由は十分に理解するわけでありましてけれども、そうした中でコストダウンを図るということになったときに、かなり専門性を要するであろうと、要求されるだろうと。それで、業者が要求するであろう専門的な問題と、それに対応する柳泉園組合との話し合いといいますか、要求する度合いといいますか、レベルといいますか、その辺でコストダウンを目指すということを前提に考えた場合にどういう努力をされているのか。また今後どういう課題を抱えなければいけないのかということですね。それで、指名競争入札もかなりの高い落札率なんですね。まあ、57%のものもありますけれども、前にお聞きしたときには、かなりコストダウンをしているので落札率は結果として高くなるんだというお話もありましたけれども、その辺の状況もあわせてお尋ねしたいと思います。

それから小金井市の問題であります。きのうのお話、先ほど管理者のほかの議員の質問でお答えしておりますので、地域の住民の方々の意向を踏まえて小金井市も決断されて公式文書が出たということで、私としては非常によかったなと思っております。それで、こういう形で小金井市も協力すると——協力するという言い方はおかしいですけども、約束をするということですので、地域住民の方も100%満足かどうかは別としても、御心配されていた問題点が一応形として見えてきたということなのかなと思います。そこで、今後の問題なんですね。これは陳情等も出ていますので、そのときにまたお話しすればよろしいんでしょうけれども、今後の問題も含めて若干心配もありますので、少し見解だけお尋ねしたいと思います。

先ほど広域支援体制の実施要項の話が出ました。前の全員協議会の際にも私お話し申し上げましたけれども、私どもは小金井市の市議会議員とやりとりといいますか、向こうから電話があるものですから対応しているんですけども、端的に言いますと、小金井市の二枚橋衛生組合の解散の経過をずっと見ていまして、現在の検討委員会の内容、先ほ

ど管理者からもお話がありましたけれども、お聞きしますと、小金井市の市民の方々、それから検討委員会の方々、議会の方々、行政の方々、本当に御自分のところのごみの心配をされているのかどうかという思いがどうしても出てくるんですね。これは私の個人的な意見ですけれども。広域支援という話に今限定してお話を申し上げますと、今回の公文書は契約と同等と見てよろしいと思います。こういうふうに契約をされたと見てよろしいと思います。ですから先ほどお話ししたような話になるわけですが、広い地域の中で支援をするから広域支援だということではないわけです。中央線沿線ではなくて、中央線をまたがっても支援するから広域支援ですよと、そういう問題ではないわけですね。

それで要綱の話になるわけですが、現在私どもが柳泉園組合として小金井市のごみを処理していますけれども、形としては広域支援と言っていますから、それはそれで全く否定するつもりは私はありませんけれども、要綱を見ますと全くなじまないんです。だから人道的なものも含めて個別交渉という形をとって、まあ小金井市の市民の方も4月1日からどこへ持って行くのも行き場がない、これは大変だと、お互いさまだからと、私も言いました。お互いさまだから助けるときは助けましょうと。助けられるときもあるでしょうから。私はそう理解しているんです。だから、そういうことは多分ないと思いますが、周辺の自治体の衛生組合が支援するのは当たり前ですよと思ってもらっちゃ困るということなんです。現在私は広域支援体制の要綱にはなじんでいないと思いますよ、どこを見ても。二枚橋衛生組合がなぜああいう形になったのか。その間小金井市を除いた構成市はきちんと対応しているわけですよ。住民もしているわけですよ。小金井市は何をやってきたんですかと。こういう問題が実は全員協議会でもお話しさせていただきましたけれども、結果として公文書を取り交わす形になって、3年間支援するという形をとらせていただいていますので、それはそれで私は否定しませんし、それはよかったなと思います。

ただ、これは当然だと思ってもらっては困るということも含めまして、今後の課題として残っているのではないかなと。それは過去の小金井市のごみに対する対応の仕方を見てくださいと、そういうものが残っているのではないかなと。したがって、広域支援体制だからという意識の御旗を出されても困るなと思っているわけであります。その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○管理者（野崎重弥） まず負担金の関係についてでございます。予算のほうとも少し関連がございますけれども、柳泉園組合一般会計予算の資料の中の11ページに柳泉園組合負担金の計算方法ということで添付をさせていただいております。これは、これまで柳泉

園組合を構成する3市がさまざまな視点から協議もし合いながら、一定の方向性を出させていただいて積み上げてきた形でございます。ことしもこういった計算方法によりまして負担金の算出をさせていただいたわけでございます。今後におきましても、この柳泉園組合の負担金のあり方ということは、一度決めてしまったからもうこれでいいんだということではなくて、やはりさまざまな視点から構成市が議論をし合いながら、お互いの了解の中で方向性を出していく。これはこれまでもそうでございますし、今後ともそういった形でお互いに協議をし合いながら了解の中で負担金を決定していくシステム、これは今後も変わることがないと思っておるところでございます。

順序が少し逆になってしまいますけれども、広域支援の関係について、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨日やはり近隣住民の皆様方からは、今、上田議員から御指摘をいただきましたような御質問、これは正直ございました。やって当たり前ということと同時に、小金井市はこれまでに何をやってきたんですかという大変厳しい御指摘ございました。二枚橋衛生組合を構成していた府中市、調布市は、それぞれ小金井市が動き出す前よりももっと早い段階から次善の策を講じていた。そういったことがなぜ小金井市ができなかったのかという大変厳しい御指摘もきのう出ております。それについて、小金井市長もおわびも含めてお答えになっておいででございましたけれども、確かに近隣住民の皆様方から見れば、小金井市はこれまで何をやってきたのかという思いはあったらろうと、それがああいった質問になっているのではないかと考えております。

それと要綱の関係でございますけれども、先ほど御答弁もさせていただきましたけれども、多摩地域のごみ処理広域支援体制実施要綱の中の第16条の中に協力の必要な事態とは次のとおりとする。ただし、原則として年末年始、休日を除くということで、緊急事態、不慮の事故等による突発的な施設停止または処理能力が著しく低下した場合をいう。事前予測可能事態、施設の定期点検整備または改修工事、更新、新設であらかじめ計画された事態をいうということがこの協力の必要な事態ということで明定をされております。こういった中では、議員御指摘のような御意見も近隣自治会との協議会、臨時協議会を2回開く中ではそういった御指摘もございました。そういった中でも支援を行っていくということを御理解をちょうだいいたしたわけでございます。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、こういった多摩地域における広域支援の実施要綱も私どもはございますけれども、これはあくまでもこういった形で支援をみんな協力し合おうということと同時に、市町村等のごみ処理委託業務の契約をする場合は、

当事者間において速やかに書面をもって行うものとするということでございますから、こういった事態が生じた場合には、それぞれ関係する団体が双方の協議の中で契約を結んでいくということが基本なわけでございます。つまり広域支援の要綱があるから網羅的に網をかけてしまって、必ずやらなければいけないんだよということでは私はないと思っておりますから、そういった中でも基本は協力ですよと。だけれども、それぞれこういったごみ焼却施設はそれぞれの事情がございます。なおかつしょって来た歴史もさまざまございます。そういった中でどういった判断をしていくか。また地域の皆様方の御協力をどういたしていくか。組合議会の皆様方の御了解もどういただくか、大変難しい課題もあるわけでございますけれども、そういったものを御理解をいただいた中で今回近隣住民の皆様方は一定の理解を示していただいたと、そのように私は受けとめさせていただいております。

○総務課長（大野常雄） 特殊勤務手当につきましては、後ほど条例等の中でも御説明していくことになると思いますけれども、経過だけ申し上げますと、これは地方自治法の中で明確にうたってありまして、著しく危険、それから不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、通常給与上特別の考慮を必要とし、かつ特殊性を給料で考慮することが適当でないとする場合については、その勤務に従事する職員についてその特殊性に応じて支給することができますよというのがこの特殊勤務手当でございます。

それで、なぜ今まで月額で支給していたものを今回こういう形で改めていくのかということでございますが、特殊勤務手当そのものは昭和42年に条例としてございます。やはり当時は清掃工場の、し尿、ごみ処理施設もまだ現状のような、クリーンポートのような形ではなくて、どちらかという工場片隅に職員の控室とかがあったりとか、今でこそ自動操作等によりましてきちんと管理ができることになってはいますが、当時はまだ焼却場の施設そのものにずっと朝から晩まで従事して、極端なことを言いますと、機関車の中の釜を見るように燃えている状況を常時そこで見ていかなければいけないという作業をずっと交代しながらやっていたものですから、そういったところについては、確かに1勤務とはいうんですけれども、朝から晩までそこに従事するということで、当時の現場についている職員については、現場作業手当ということで月額で支給してきました。当初成り立ちは、私の記憶で申しわけないんですけれども、たしか1勤務という形でやっていたんですけれども、現実的にその作業から離れてそこに従事する職員が、それこそ食事をする以外はそこに24時間ついていないと実際の焼却の状態がわからないという特殊性も

あったものですから、そういう判断で行っております。

それから夜勤手当ということで当時あったんですけれども、これはし尿処理場の従事者が、今でこそし尿の量が減りましたので何とか自動化もされているんですが、当時は人間が一つ一つのバルブをあけ閉めするというので、やはりこちらも夜中については従事しないとできないということがございました。それから業務手当、これはし尿処理場とか、当時は塵芥焼却場という言い方をしていたんですけれども、そこに従事する事務とか、処理施設のほうの指導、改善を要する事務ということで、これももうほとんど現場の人と一緒に工場のほうに出ていかないと仕事ができないという状況でございました。それからあと高圧電気とかクレーン、ボイラー、それから水質管理、塩素ガスの取り扱いに作業する事務ということで、これも当時人員の構成からいきますと、ほぼ2人か3人の方がすべての職務を兼任するという状況があったものですから、これも当時としては月額ということで支給しております。

先ほど議員のほうから今回1勤務当たりそれを、こういったものを変えることによって支障がないのかということでございましたけれども、私どもの判断では、清掃工場につきましても、おかげさまで市民の方が見学するルートと完全に清掃工場の中とはきちんと隔離されている、離れているということも確認されておりますので、そこに入る職員については、やはり通常我々のように事務職でいる職員と明らかに仕事が違うということで、これに対する職員についてはその勤務ごとに支給しようと。今までどちらかという技術的な指導ということで月額で払っていた、我々を含めた事務方の職員については、おかげさまでこういうクリーンポートもできて、先ほど言いましたように現場とは100%離れていますので、そういったものはこの機にきちんと切ろうということで切らせていただいているところでございます。

それから、随意契約の関係でございますけれども、私どものほうでは、すべてを随意契約にするということではなくて、大きく分けると通常の随意契約と特命随意契約、特に随意契約の中で大きく文言的に分かれているわけではないんですけれども、特命随意契約というのは、これはまさに柳泉園のクリーンポートのように、例えば住友重機械工業がつくった施設であって、中にある施設も住友重機械工業のものであるというものについては、業者のほうから出た見積もりを当組合で精査した上で行っております。

それから、通常言われる随意契約の中では、基本的には私どものほうでは、従前から申ししていましたように、一般競争入札、指名競争入札、こういったものに今はほとんど移行

しております。ただし、その中でもどうしても特別なものでできないという場合は、一応金額というものを設けておまして、随意契約の範囲というものがございまして、例えば工事または製造の受け入れの場合は130万円、それから財産の買い入れの場合は80万円、物件の買い入れが40万円ということで、こういった場合については、もちろん1社からではなくて2社以上からきちんと見積もりをとりまして、当然それを精査した上で随意契約に移っていくということでございます。

○3番（上田芳裕） 負担金の件に関しましては、これからも構成市で議論をしていくという余地は十分あるということですから、よくわかりました。

それから特殊勤務手当ですが、業務に支障がないということですので、特殊勤務手当を出していることが問題だとは僕は一言も言っていませんので、必要であれば当然そうなんですけれども、業務に支障がないという御答弁ですので、よくわかりました。

それから随意契約及び指名競争入札ですが、要するに非常に努力していると私は思います。過去もそうですけれども、現在も非常に努力しているし、これからも恐らくそういうことだろうと思うんですね。要はその努力が見えることが大事なんです。また見せることが大事なんです。だから、随意契約でも私は随意契約の理由を書きなさいとあって、こういうことで随意契約になったという理由を明示されるようになりましたから、そういうことが大事なんです。要するにこれだけ努力しているよと。こういう状況だけれども、こうなっているよという努力をこれからも見せていただきたいということなんですね、言わんとしていることは。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから小金井市の問題ですが、近隣自治会の方々の御不満、心配、要望は私ども柳泉園組合の議員としても、直接お話ししたり、直接そういう場面にはなかなか出させていただけない——いただけないというか、きのうはあれですけれども、なかなかそういう場面がないんですが、大体私ども柳泉園組合の議員は近隣自治会の方々の要望なり願ひとするところは理解をして、そういう方向で今までも対応してきていると思います。これからももちろんそのつもりでありますけれども、そういう意味では、柳泉園組合の議会としては極めて常識的な範囲で対応しているのではないのかなと思います。もちろん、だからといって決して安心しているわけではありませんけれども、それほど問題のあるような対応の仕方はしていないと思っています。そのことは近隣自治会の方々と基本的にはそんなに違いはないのではないかなと理解していますし、今の管理者の答弁を聞いても大体そういうことなのかなと理解しました。

わかりました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○6番（相馬和弘） 質問は2点です。

それで、小金井市のごみ支援の受け入れにつきましては、管理者のほうから丁寧な御説明をいただきました。この間の周辺自治会の御理解いただくための管理者の努力、また小金井市にとっても高いハードルだと私も理解しておりますけれども、これは当たり前と言えば当たりの話ですから、今回一定の到達点が具体的にあったことについては、管理者の努力について敬意を表しながら、全体の進め方についても理解していきたいと思います。これは質問ではありません。

それで質問は、最終処分場の焼却残渣の持ち込みとエコセメント化についてなんですが、以前柳泉園の焼却灰については全量エコセメント化しているということで答弁があったのでそう理解していたんですけども、施政方針の中で、3ページになりますが、埋め立て量の削減に努めてまいりたいという文言が出ているんですけども、これは西東京市もことし1月からごみの有料化で指定袋を、決して安くないものですから、40リットルで80円、20リットルで40円ですね、市民の方々からいろいろ説明を求められるんですが、やはり埋め立てをしているかしないかで説明も少し、最終処分場が延命するかしないかという議論でこれはどうしても必要なんだという議論が成立するのか、それとも全部エコセメント化しているということであれば、埋め立てを今していないということでは理解できるんですけども、そこをはっきり御答弁をいただきたいと思います。

もう1つは、これは契約の関係なんですが、指名競争入札ですから、大体6社指名されていて、応札しない、つまり辞退が半分ぐらいあったり、予定価格をオーバーして無効というのも1件ありますけれども、この間原油高で資材が高騰している、特に鉄鋼関係ですね、これも西東京市で最近あった例なんですけれども、契約が事前公表して、すべて辞退だったということで、大変苦勞している事業もあるんですが、いわゆる積算等を見て、やはり従来型の積算をしていると今の市場経済の中で、資材の高騰なんかで対応できなくなってしまう危険性があるのではないかと思うんですけども、この点について、5社のうち2つしか応札していないという傾向に、今回の契約の報告になっていますけれども、この辞退理由等をきちんとつかんで、今後の対応、対策について一定の方向性を持っていらっしゃるかどうかということで、2点お尋ねいたします。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは最終処分場の埋め立ての件でございますが、これは埋め立てと書いてございますが、実は最終処分場へ対する持ち込み量を減らすという意味で

ございまして、焼却灰についてはすべてエコセメント化をしております。

○総務課長（大野常雄） 相馬議員も御懸念のとおりなんです。ただ、確かに5社のうち多いときで3社が辞退されているということがございます。ただ、私どものほうで予定価格を公表している中で、2社なり3社なりがこの金額で一応仕事を受注することができますよと言っている中で、現在のところではこの金額について、先ほど言いましたように社会情勢とかそういったものを含めて見直しをしようかという事務的なところは現在やっております。ですから、これがやはり今後こういった形で事前にきちんとしていく中で、本当に先ほどおっしゃいましたように、業者が全然なくなったとき、要するに全部の業者が辞退になったときには、経費そのものもだんだん減ってきておりますし、節減をするということで私どものほうでは今詰めておりますので、やはりもちろん適正に建設物価、それから東京都、国のそういったものをきちんと積み上げてはいるんですけれども、その結果がこういう予定価格として私どもで出しているものです。もう一度重ねて申し上げますと、2社なり3社なりが入札に参加していただける中では、現時点では特にそういう技術的にこの金額によって何か支障があったということも聞いておりませんので、現在もう少しこの状況を続けていきたいと考えているところでございます。

○6番（相馬和弘） わかりました。最終処分場に関して、施政方針では埋め立て量の削減に努めたいと書いてありますけれども、埋め立ては実際になくて、全量エコセメント化でリサイクルしているということがわかりましたので、理解しました。

2点目のほうは、点検とか補修等はそんなに材料費、原料費、資材等はいかからないんですけれども、例えば鉄だとかかなり高騰して、とても対応できないというケースがありまして、原材料等の高騰について、一定の積算の段階での検討、検証がなされないと、1つでも2つでもとってくれるところがあればいいんだということだと、場合によっては市場の競争性の中できちんとした品質保証が図れないという危惧もあるわけですから、一定の競争性をきちんと高めながら品質保証するというのであれば、いろいろな資材の高騰について十分対応できるように検討、検証していただきたいということで意見を申し上げまして、質問を終わります。

○2番（野島武夫） 小金井市のごみで質問させていただきます。

年度ごとですけれども、あと2年受け入れの形で近隣住民の方と協議し、管理者の努力、評価いたします。広域支援という言葉、上田議員のほうからなじまないという言葉聞きまして、私もやはり今回のことは人道支援なんだろうなという思いをしているんです。そ

ういう中で、いろいろなこういう文書のやりとりも広域支援という形でやられていて、広域支援の実施要綱という形で、第16条、それを言われてなじむ、なじまないの論議が今始まったのかなという思いをしております。そこで、これを見ると、平成12年3月28日、8年も前なのかな、そういう中で社会情勢が変わってきたり、やはりこういうことをやるからにはちゃんとしたものに基づいてやらなければ、あと2年広域支援でやると言っているのになじまない、何かその辺がはっきりしないところだなという思いをしているんです。やはりこういうもの、もし実施要綱、関係する中で見直しというか、ある程度その辺を考えていかないと、今後同じような問題が出てくるのかなという思いをしているんです。これはたまたま読売新聞で2月27日（水曜日）、きょうの多摩版のところで、下に小金井ごみ受け入れ継続、周辺自治会が了解ということで、4月以降、柳泉園のことが出ているんですけども、その上に立川市の記事が清掃工場のことで出ていまして、立川市でも老朽化が進んだ70年代ごろから移転計画が持ち上がったが、移転先が見つからず、改修と増設を繰り返してしのいできた、やり繰りしているという内容の記事なんです。

そうすると、今広域の中で小金井だけの問題ではないのかな。もちろん立川は立川で解決していただければ一番いいことなんだと思うんですけども、今後こういう問題が起きたときに、今回柳泉園は19年、20年、21年、3年間という形で、ある意味1つの例というか、うちはこうですよという形を打ち出して、他の組合とかもそれぞれ個別で話し合いにしていくんだという動きも出てくるんだろうと思うんですけども、そうしていくと、どこかで調整が入らないと、本当に個別でどんどんやっていくと、この問題、何か解決していかないのかなという思いをするんですけども、こういう実施要綱の見直しとかは今後出てくる、提案していくような考えはあるか、まず確認したいんですけども。

○管理者（野崎重弥） まず今回の要綱の位置づけでございますけれども、これまでこの広域支援の考え方について、これまでも議会の中で御答弁させていただいておりますけれども、多摩地域は3つのブロックに分かれています。私どもは第2ブロックに所属をいたしております。そういった中で、今回の小金井市のごみの支援の関係について、第2ブロックの機関決定として広域支援に該当している、そのことは確認がなされております。しかしながら、私どもは今般の小金井市の件について、19年度から広域支援を始めさせていただいたわけでございますけれども、そういった中で、住民監査請求が19年7月4日に出されております。そして8月31日に監査結果が出ております。本監査請求は棄却をされておるわけでございますけれども、その中で、監査委員からこういった棄却の理由

が述べられております。これは、一般的に要綱とは、行政運営に関して基本的なまたは重要な事項またはそれをまとめたものであり、法規拘束力や強制力を有するものではなく、勧告的、任意的なものであって、今回の協力要請に関しても、協力するか否かの選択権はそれぞれ市町村、一部事務組合に有すると思慮するという監査委員からの理由が述べられているわけでございます。

そういった中では、冒頭私御答弁をさせていただきましたけれども、多摩地域のごみの処理に当たっての広域支援体制、これは要綱でございますけれども、この要綱は要綱でそれぞれの加盟をしているところが受けとめる、そういった中で、それぞれの状況を踏まえただ中で協力をできるところは協力していく、そういった形になっているわけでございます。ですから、私どもは今回こういったこれまでの流れの中で対処をさせていただいておりますし、これに当たって近隣自治会の協議や議会の皆様との全員協議会や今般の報告、当然管理者会議も開催をさせていただいておりますけれども、そういった経過を踏まえる中で、条件を付して、小金井市側からもきちんとした条件が提示をされて、私どもは19、20——まあ、19はああいった形で実施をさせていただきましたけれども、20、21という形の中で条件を付して支援していくということをぜひ御理解をいただければと考えておるところでございます。

また、今後のこの広域支援のあり方ということでございますけれども、実務担当者レベル、それぞれの市の部長や当該私どもの柳泉園組合の人間もそこに参加をいたしておりますけれども、そういった中で今後必要があれば当然議論になっていくでしょうし、今私がそういった見直しを提起するとかしないとかということは明確に申し上げることはできません。ただ、これまでもこういったブロックの会議ですとか、全体の会議ですとか、そういった中ではさまざまな議論がなされていると思っておりますし、必要があればそういったことも出てくるのかなとは思っておりますけれども、今この場で私がそういった提起をするという考え方は持っておりません。

○2番（野島武夫） 広域支援になじむかなじまないか、その辺で管理者の広域支援という形が伺えて、私なりにわかりました。

それで、今回新聞記事を読ませてもらって、同じく朝日新聞の2月27日、きょうので、いただいた資料の最後のところに7年度の契約量は計2万1,000トンだが、実際の搬入量は1万7,000トン程度にとどまる見込みだという形で出ているんですけども、たしかごみの危機宣言を昨年したと思うんですけども、小金井市民の方のそういう減量努力

のあらわれかなと思っっているんですけども、柳泉園でもこの3カ月間は114トンという形で数字が出ていて、大体489トンに対して、実際の量というのはこの3月末までのぐらいの予定量になるのか。489トンそのままになるのか、ある程度減量した量になるのか確認したいんですけども。

○助役（森田浩） 今回小金井市の支援につきましては、現在まで正式に契約してございません。したがって、20年度の支援においてはどのぐらいの量を小金井市が要望されているのかということも正式にお伺いしてございませんので、お認めいただいた場合には、今後その辺詳細について小金井市と契約についての交渉をしていくということになるかと思っております。

○2番（野島武夫） わかりました。では、489トンに対してはある程度、1万7,000トンだと、契約量2万1,000トンに対して大体2割の実際の搬入量という形で新聞記事が書いてあるんですけども、柳泉園も大体そのぐらいなのかなと。4月以降のある程度の489トンは、まだ具体的な数字は決まっていないというのも答弁いただき、ありがとうございます。

○総務課長（大野常雄） 平成19年度の小金井市からの受託の関係でございますけれども、1月現在ですか、そこまでの量はもう出ております。もともとの計画量は先ほどもお話出ましたように、489トンということでお話が出ているわけでございますが、現在396トンということでございますので、もうあと残り2月、3月で、3月は現在予定がございませんので、仮にこれで2月に予定で54トンというのがありますので、これを入れたとしても489トンには当然満たない、今の計算だと大体10%減の量に落ち着くのではないかと事務局のほうでは考えているところでございます。

○8番（原正子） まず施政方針の中から伺わせてください。

3ページになります。この真ん中より少し上のあたりですけども、クリーンポートで使用しているデータ管理用計算機は7年を経過しており、これの更新を図るということですけども、これはパソコンという意味なんですか。パソコンの年数とかというと、長くても四、五年みたいな感じがあるのでそういうことなのかなとは思ったんですけども、耐用年数というのはどういうものがわからないので、少しイメージが付きませんでした。

それと、プラスチック類を資源化しているという容リプラスチックが資源化されているということで、発電量が12%ぐらい下がっていますと書いてあります。これは前回にも質問いたしましたけれども、プラスチックがなくなると助燃材みたいな、ガスか何かを入

れなければいけないこともあるかもしれませんということが言われていて、でもそれよりも削減効果のほうが高いと考えていますし、そのほうが環境にとってもよいということだと私は理解しているので、この12%が、例えば売電した場合にどの程度の金額になるのかをわかっていたら教えてください。それがまず1点目です。

そして、小金井市のことなんですけれども、今いろいろと皆さんが議論をなさっていたので、大体のところは私も理解をしたつもりなんですけれども、回答が来て、その回答はほぼこちらが要求したものが出てきた。それで、では実際に1年は受け入れましょうと。ただ、21年2月までに候補地がしっかりと決まらなければ次の契約はしないということがわかっているわけですね。ほかの衛生組合が8月までは受け入れましょうということがある中で、ここが一番に1年間は、その様子を見ながらも1年間は何とか受け入れましょうということがこの議会で決まるかもしれないという状況があるので、そこはすごく議員としては慎重に議論をしなければいけないところだと思っています。あの方たちが多分この議会をすごく注目しているということがあるとすごく意識していて、今お話を伺っていると、ほぼ小金井市は頑張って回答を出したから受け入れていくのかなという様子がある、議会の中にもある、住民が合意しているしというのがあるんですけれども、それだけで決めていいものかとも思わないわけではないんです。だから、その点が1年ごとの更新ということをはっきりおっしゃっているのもう一度そこを確認させてください。それで、3月までに何か所か候補地を絞るというところも、それは3月のいつ、末になって示されるのかどうか、何か所ぐらいになるのかということも全く想像がつかないわけなんですけれども、その辺が多少なりともわかっていたらお願いしたいと思います。

それから、私はやはり最初に受け入れたときに、それは広域支援ではなくて人道支援だったみたいなことが言われていることがすごくわかりにくいですが、市民にとっては。広域支援という要綱に沿って対応して現在に至ってということであればすごくわかると思うんです。さらにそこに持ってきて、今後小金井市が候補地を決めて、建設計画も立てて、その間のごみを受け入れてほしいということが当然あるわけです。候補地が決まったらすぐ建つわけではないので、何年間かかかるわけで。ではその間は、例えば第2ブロックは今回この広域支援だという要綱に沿って対応したということですが、それぞれの衛生組合が個別に対応することも可能なのだというふうにおっしゃられると、ここがものすごくややこしくてわかりません。もうそんな計画はしっかり立っていたら、それは受け入れざるを得ないから受け入れるんだという方向で書いてあるものを根拠にしたほう

が、市民にとっては私はわかりやすいと思うんです。だから、住民にとっては1年でもそんなものは受け入れたくないという気持ちもありながら、仕方がないと今回も住民が受け入れてくれたということがあるわけで、であればあるほど根拠となるものが私は欲しいと思いますけれども、その点もう一度お尋ねいたします。

それから随意契約のことについては、ずっと議論をしてもこれはなかなか難しいところなんですけれども、もちろんこれを建設した住友重機械工業に本当に主要な部分というのは契約をせざるを得ないのかもしれないのですけれども、当時の技術というのが恐らく、当時革新的であったものも、何年もたてば、テレビだってその当時プラズマはナショナルしかつくらなかつたけれども、いろいろなところがつくるということに、私はイメージをそういうことにもするのがいけないのかもしれませんが、特殊なものもありながらも汎用していくものだとは私は理解するのです。そうすると、いつまでも随意契約をしなければいけないのかというのが私にはわかりません。だから、その点も答えてくださればお願いします。

○議長（篠宮正明） 原議員の質疑の途中でありますけれども、間もなく12時になります。ここで休憩をいたしまして、答弁は再開後にさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、これより休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（篠宮正明） それでは休憩前に引き続き、会議を続けます。

原議員に対しての答弁からお願いします。

○管理者（野崎重弥） 広域支援の関係でございますけれども、まず私どもが多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱、これを要綱として加盟といいたしめようか、同じ立場でこの要綱を持っておるわけでございますけれども、端的に申し上げまして、協力の必要な事態というところで、第16条で第1項、第2項があるわけでございますけれども、これは私の理解でございますけれども、この協定をつくったころ、今回の小金井市のような事態を想定していたかということが私は1つあると思うんです。私はこれを何度も読みましたけれども、今回のような事態は想定の外ではなかったのかなという理解を私はいたしております。

ただ、こういった協定を相互に結ばせていただいて、これまでも例えば二枚橋のオーバーホールや工事がありましたときに、柳泉園組合として2年近くごみの焼却を受けていた経過がございます。そういったものは間違いなくこの協定にあるような事態だと私は理解をいたしております。今回の小金井市の事態がすぐさまこの中にすべて、100%合致をするというものなのかどうかということについては、それぞれ受けとめ方があるのではないかなと私は思っております。ただ、第2ブロックの中で広域支援と位置づけるということがなされておりますから、私どもはそれはそれで受けとめさせていただきたいと思っております。ただ、そういったことがあったにせよ、それぞれの特別地方公共団体である私ども柳泉園組合は、そういった中で処理能力やさまざまな状況があるわけがございますから、そういったことを考慮しながら方向性を出させていただくと、これはこれまでもそうでありまして、今後もそういった形になるのではないかと私は思っております。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、私のほうでデータ管理システムの関係と、それから発電量の12%減の関係、それと契約の随意契約、特殊性について御答弁をさせていただきます。

最初にデータ管理システムのほうなんですけど、こちらは柳泉園組合のクリーンポートに限らず、搬入、それから井戸水とか電気量とか、すべてそれらのデータを司っている、先ほど議員おっしゃいましたようにパソコンなんですけど、サーバーという言い方をしています、多少通常の皆様が使っているものよりも堅牢といいますか、丈夫にできています。これは例えば電気関係で申し上げますと、24時間、また365日データをとるものなんです。そうすると、当然御家庭のパソコンですと、1日やっても3時間か4時間やっているとすけれども、もう少し多いかもしれませんけれども。それと比べても、そのほかに毎日入ってくるごみの収集車のデータ、それからもちろんクリーンポートの運転のデータですね、これがすべて365日、クリーンポートについてはオーバーホールがありますから多少少ないんですけれども、そういう形で動いているという状況です。

それと、実はこれに使っているOSといたしまして、基本ソフトですね。これがウィンドウズのNTというタイプなんですけど、これはもうウィンドウズのほうで、かなり新聞紙上で問題になりましたけれども、もう担保しないというか、保証しないという形で、18年に終わっております。ですからそういう意味で、もし今データ管理をしているシステムがダウンしてしまうと、これから運転とかデータに関して多大な影響があるものですから、今回更新をさせていただきたいということです。

それから発電の売電のほうなんです、12%減になるといかにどの減収になるかということですが、約3,000万円ほどの減収になります。今、これは少し状況にも寄るんですけども、今7.5円キロワットアワーでの売電を行っております。ですから、それを掛けていただくと大体そういう数字になって、あと消費税ということで約3,000万です。

それからあとクリーンポートの定期点検について、随意契約ということなんですけれども、クリーンポートも見直しを行ってまして、たしか3年前からだと思うんですけども、ごみクレーン、それから灰クレーン、それから污水处理というものがございまして、そちらについてはもう入札にしております。それ以外の基幹の部分といいますか、焼却炉の部分、それからボイラーの部分、メーカーの特殊性のあるものについて今随意契約をさせていただいているんですが、その随意契約に付随している機械類、ポンプなんていうのは一般的なんですけれども、結局付随しているものに特殊なものがくっついているものですから、どうしてもそれはリンクして動いております。その中でメーカーが、これは大もとの発注方式によるんですけども、一般的な図面発注とは違って、清掃工場はほとんど性能発注という形になっていまして、性能発注は国及び厚生労働省のほうも認めているんですけども、通常瑕疵担保といいますと、よく2年とか3年と書いてあるんですけども、性能発注となりますと、例えば基本の105トン燃やしなさいだとか、公害数値はこれを守りなさいというのは、これは一生というか、機械がある以上そのメーカーが担保しなければいけないことになっています。ですから、そういう意味からおいてもメーカーと随意契約をするのは有意義というか、大事なことだと私どもでは思っております。

○8番（原正子） ありがとうございます。随意契約の部分については以前からたびたび伺っているので、大体そのようなことだろうと思っておりますけれども、以前は随意契約であったものが競争入札になっているものもあるということでもありますので、できる限り随意契約というよりは、競争するという形になれるものは積極的にしていただきたいと要望します。

それから細かいデータの御説明のところは理解いたしました。そして、小金井市のことですが、これは私は何をもとにこういう判断がされているということは、こういう公の仕事をしているところであれば、必ず何か根拠に基づいて行われているということが通常でありますので、その辺が微妙だというのがすごく、何か個人的にはすごく嫌なわけです。ですから、これは冗談にもなりますけれども、人道支援ということをおっしゃるの

であれば、人道支援の要綱みたいなことだって決めておいていただきたいと思うわけです。

それで、今回も微妙なんだと。つくった当時はこれでよかったかもしれないけれども、想定外の小金井市のような事態が起こったときには、この範囲に当てはめてそれを今回は第2ブロックはそれで対応しているのだというふうにおっしゃるのであれば、これは見直せばいいだろうと思うんです。先ほど野島議員も見直すところがあれば見直しをしたらどうでしょうかということをおっしゃっているわけで、私も何かあやふやで、この辺でこうやってやっていますというよりは、こうあったもので対応せざるを得なくて、こうだったんですけれども、こういう事態も起こり得るのでこのように変えました。だからこれが根拠ですと言われるほうがありがたいと思います。検討できるのであればお願いしたいと思います。

そして、どうしても引っかかるのが、最長でも2年間と決めていますけれども、その建設の計画をつくって、今から取りかかるので、これからも継続させてくださいという、今ある要綱の第16条の2にはばっちり当てはまります。そうであれば、そのときに考えるということかもしれませんけれども、そのときにはこの要綱でやっていくという明確な文書があるわけですが、その点についてももう1点だけ伺って終わりにします。

○管理者（野崎重弥） 議員おっしゃいますように、広域支援の協定を結んで実施要綱があると。これをもっとわかりやすいというよりも、すっとんと落ちるような形で運用していくということが大切ではないかという御指摘でございます。

確かにそういった考え方も私は持たないというわけではございません。しかしながら、この広域支援の協定を強制力を持たせた形で、該当すればみんながやるんだよということを決めてしまうといったときに、実はきのうも近隣自治会との臨時協議会の中で出たんですけれども、東久留米市側の3自治会ではなくて、東村山市側から出ていた代表の方がおっしゃられたのは、私どもは柳泉園にごみを運び込んでいません。東村山市は東村山市で焼却施設を持っています。しかし、柳泉園に一番近い私たちはこういったことによってまた今までと同じようなことがあるんですかという御指摘をちょうだいするわけでございます。つまり何を言いたいか申しますと、こういったさまざまな状況がある中で、では一番わかりやすいように、協定を結んだらそれに一定の強制力も持たせるという協定を結んでしまった場合に、だから皆さんやっていますからねという形だけで、そういった支援が続けられるか。やはり私は基本に置かなければなりませんのは、組合議会の皆さん方のお考え、これも体していかなければなりません。それと同等にやはりふだん柳泉園組合の

管理運営に密接に関係をしている近隣の皆さんの御理解、御支援、こういったものもなければ通常業務も適切に行っていくということがやはりかなわないわけですから、そういった相対の中でどうしていくかということはやはり考えていかなければいけないのではないかと思います。

ですから、議員おっしゃっておられるようなもっとわかりやすいような形で強制力を持たせたらどうですか、みんなでやるというときにはみんなでやりましょうと、それも1つの考えとして受けとめはさせていただきますけれども。やはりそれぞれ過去からしょって来た経過ですとか、現状の問題ですとか、さまざまな経過があるわけですから、そういったことを考慮しながらどういった支援が可能なのか、どういった期間でどういった方法で支援をさせていただくのか、そういったことを判断させていただくしかないかなと考えております。

○8番（原正子） 今、管理者がお話しになったこともすごく、要綱ですからどう運用するのかというのは任されている部分があるんだろうと思いますし、赤か白かと決まっているから、この範囲だから赤とか、これは白だということでもない、微妙の判断というのがあるかと思いますが、私はこれをやはり市民の人が、周辺自治会の方はもとよりですけれども、こういう事態を、例えば清瀬は近隣ではない方でも、それから東村山市の近隣でもない方でも、東久留米市も遠い方もたくさんいらっしゃいます。そういう方たちがこういう議論をしているときに、ああ、そういうことだからねとわかりやすい。それで、わかりやすいということがすごく大事だと思っているので、わかりやすくするために何か、赤か白かと決めるわけではないにしても、わかりやすい筋道が立つような文章に変えていくとか、こういう事態を公表していくときにはそのようなことをぜひしていただければと思います。答弁は必要ございませんので、よろしくお願いします。

○7番（長谷川正美） 小金井市のことについては、私は質問はさせていただかないつもりです。それ以前に、地元を初め近隣の皆様に本当に深い、また大きな理解をいただく中で、また管理者を初め関係する皆さんが本当に昼夜を分かたぬ御努力もあって、私、新聞で見えておまして、イタリアのナポリ、本当にごみ収集がとまって、町じゅうにごみがあふれて、その中で放火事件が起きる、殺人事件が起きる、町がごみだらけになってしまった場所の、その後の状況がどうなるかということニュースで見させていただいたり、新聞で見させていただいたりして、本当に憂慮しておったわけでありまして、そういったことがまず避けられた、1つの方向性が向けたのかなと思って、安堵をしておる者

の1人です。本当に管理者を初め、皆さんありがとうございました。お礼だけ申させていただきます。

質問に入りますけれども、し尿処理の話ですけれども、どう考えてももうそろそろランニングしていくこと自体が限界かなと思ったりしているんですけれども、今回も何か10%ぐらい減っているということで、この辺のことを将来的にどうしていくのかなと。また逆の立場で柳泉園がほかのところをお願いするとか、あるいはその逆もあるかもしれませんけれども、そういったことで何せランニングコスト的には非常に不利な状態に追い込まれているのではないかと思うんですけれども、その辺の考え方、あるいは柳泉園だけで考えるのではなくて、場合によっては東京都とか話し合うことも1つの方法であろうかと思えますし、し尿処理の今後のあり方、そしてできたならばあの空間、施設がもうぎりぎりのところに来ていると思うんですけれども、もしあくとしたら今後どういう利用の仕方を考えていくのかなと、そういったことがもしありましたらお伺いしたいと思います。

それから、厚生施設のほうでAEDが設置されたということで、これはいろいろな意味で先ごろ施設管理者の責任が問われるという時代になって、この間も暮れの議会のとときに、清瀬の話ですけれども、学校の子どもさんが体育の時間で1人亡くなられたということがあったんですけれども、でも学校にもちゃんとAEDが全部備えてあって、その対応も先生方もきちんと訓練を積んでおられて、きちんと対応させていただいた。そのことを責任を問われることは全くなかったし、ある意味では非常に関係者の方から感謝されたということもあったようであります。そういう意味ではこのAEDが設置されたということについては大変よかったなと思っておりますけれども、あるだけではだめなので、それを使う側の訓練をどれだけのすそ野に広げてやっていらっしゃるのかお伺いしておきたいと思えます。

この間清瀬の児童センターに行きまして、AEDありますけれども、子どもさん用のパッドはちゃんとついているんですかと、これは柳泉園に対しても同じ質問をしたいと思うんですけれども、そうしたらボランティアの方だったんですけれども、AEDを扱う資格はきちんと持っていらっしゃいました。ボランティアでさえ全部持っていらっしゃる。そういった意味では安心したと同時に、あとでまた小児用のAEDのパッド、普通は大人のものしかついておりませんので、特にプール、小さい子用のプールはあるんですね、柳泉園は——であればそういったものも必要かなと思ったりしますので、その辺を確認させていただきたいと。

先ほども話が出たのでありますけれども、特殊勤務手当の話でありますけれども、電気保安手当のことについてお伺いしたいんですけれども、高圧以上の電気設備の運転操作等の作業を行った場合とかと書いてありますけれども、柳泉園ではどの程度を高圧と言っているのか。電気設備というのは、普通は全部直接触れないとか、カバーされているはずなんですけれども、この柳泉園のようなプラントでもそういったことが本当に必要なのかどうかということをし少し思ったものですから、何がどういう特殊勤務なのかということをお伺いしたいと思います。

私も1回新日本製鐵の君津のプラントに入ったことがあって、それは保守点検で入ったんですけれども、何せ建屋が1キロ200あるんですね、厚板のラインですから。そうすると、そこで点検しているだけでも大変な作業で、その中で何かいろいろな、全部の業者とか全部の技術者が入って一斉に点検を進めていますので、私どものような本当に小さい部分の点検をしている者にとってはライン全体が見えないから、そこで作業をしておいたら、ライン全体が動き出したんです、厚板がどーっと進んでいくラインが。そうしたら、もう私たちは機械の間と間に入っていますから、一遍につぶれちゃうところだったんですけれども、それは新日本製鐵のほうの監視員がいまして、緊急停止してくれて、そのことがあってきょうここにいるわけなんですけれども、そういったことについて、本当に特殊な勤務で、またそういう手当等必要かなと思うんですけれども。

それと、私は東京電力でも東京の電力を賄う、例えば関東地方であれば横須賀火力だとか横浜火力だとか市川火力、姉ヶ崎火力、ずっと東京湾沿いの火力発電所があるんですけれども、そこへ入って発電機の点検補修等もやったことがあって、発電機の中と建屋の中とまた気圧の差がありますので、そういったところなんかも本当に、何でしょう、かばんなんかを持っていても、発電機のドアをあけた途端に吸い込まれてしまうような、そういった意味では大変気圧の差だけでも危険とかそういうのがあるんですけれども、そういった意味での非常に危険ということは、私は余り普通のは直に触らないようにちゃんとカバーされているはずですし、体の一部でも触れないようには設備というのは全部できていますよね。それがなぜ高圧というだけでそういう特殊勤務ということになるのかなと、素朴な疑問ですので素朴に答えていただければありがたいんですけれども、よろしく願いいたします。

○施設管理課長（蛭田義一） それでは、AED装置についてお答えさせていただきたいと思えます。

厚生施設は、プール、浴場、野球場、テニスコート、他にトレーニングでございますが、利用者が突然心肺停止を起こす可能性はあると思っておりますが、現状では当施設にはプール監視員の中で、日本赤十字社認定の有資格者が常駐しておりますので、その専従された者が心肺の蘇生法とかについて通報二、三分内で心臓マッサージ、人工呼吸等で応急処置をした後救急隊に引き継ぐという方法で行って行りましたが、近年AED装置の使用方法が、16年7月でございますが、一般の市民によるAED使用について厚生労働省より認可されておりますので、公共施設、運動施設にAEDを備えられている施設が多くございますので、当施設においても万全を期すためにAED装置の設置を考えていることとございます。

また研修につきましては、今専従されている方々はすべて訓練経験を持っております。新たに携わる職員につきましては、4月以降研修をさせて、それに素早く対応できるような状況を持ちたいと思っております。

あと、借り上げのものとして今のところ考えているのはすべての性能をクリアするものとしてございまして、今問題にされました幼児対応につきましても、すべてできるようなものと考えております。

○助役（森田浩） 1点目のし尿処理施設の関係でございますが、議員御指摘のようにし尿処理に係る経費は、まず搬入量が年々減少している中で、経費はほとんど、多少は減少してございますが、そんなに大きく影響するような減少というのは見られません。それは、搬入量が少なくなっても、その機械の操作そのものは搬入量に関係なくすべて行うようになりますから、搬入量の減に伴っての減少というのはなかなか効果としてあらわれないというのが現状でございます。そういう中で、柳泉園といたしましても、その搬入量に見合った処理方法を別のもう少し簡易な——簡易といいますか、現在の施設に頼らない処理方法が可能かどうか、東京都のほうにもいろいろ協議をさせていただいた経過がございますけれども、東京都の見解といたしましては、3市のし尿をここで共同処理しているということで、し尿処理施設としての位置づけがあるので、なかなかそういう簡易な処理方法は認められないという見解を東京都はお持ちでございます。ですから、今の処理方法に頼らざるを得ないという現状がございます。そういう中で、今後の施設のあり方につきましては各市と十分協議させていただきながら、搬入量の計画もあわせて何らかの対応はできないかということを引き続きいろいろ検討させていただきたいと思っております。

今後ともし尿は何らかの形で多少なりとも搬入されるということは想定しておりますが、

その後においてし尿施設が必要なくなった場合にはどういう活用の方法があるかということも今御質問でございますのでお答えさせていただきますが、今不燃・粗大ごみ施設が非常に老朽化してございます。さらに、各市が容器包装リサイクル法等の施策を実施された中で不燃ごみの量が大幅に変化してございますから、その辺の変化の状況を見ながら不燃・粗大ごみ施設の老朽化に伴っての建てかえといえますか、新規更新、その辺を考えなければと、その際し尿処理施設のあたりの敷地の活用が必要になってくると、活用せざるを得なくなるのではないかということは内部的には議論をされているということでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 特殊勤務手当の電気の関係でございますが、議員御指摘のように、柳泉園組合では受電は6万6,000ボルト、特別高圧というもので受電をしております。その中で、受電した後に減圧を行って6,000ボルト、高圧まで落としている形になっているんですが、この中で、これは1勤務ということですから、議員おっしゃるように例えばボタンを押すとか、そういうことは遠隔操作になっていますし、問題ないんですが、電気事業法上オーバーホール、定期点検のときに遮断機を引き出すとか、それから中の耐圧をかけるという、要するにそのものが電力をかけてもつかどうかと、そういうようなチェックをやる者がいます。それが電気主任と言われている者なんですけれども、そういう者に対してそういうことの業務を行ったときに特殊勤務手当を出すということですね。ですから、通常のボタンを押すとかそういうことではございません。

○7番（長谷川正美） 特殊勤務手当についてはわかりました。

それで、し尿のほうなんですけれども、何かほかのところを見られて、例えばあれだけ大きいものがいつまでも必要なかどうかという、単純に思っているんですけれども、何か小型化してスペースを有効に使えないのかどうか。そういうこともあっていいのではないかなという気がしたりしているんですけれども、その辺はどうなのか少しお伺いしておきたいと思います。

それから、現実にはそういうお互いの委託とかということもなかなか難しいと思うんですけれども、例えばほかの処理の方法というのはないんでしょうか。それともう1つは、例えば浄化槽の残渣みたいなものも一緒になっているんでしょうか、別なんでしょうか。その2つを少しお伺いしたいんですけれども。

○管理者（野崎重弥） これまでも担当ではさまざまな汚水、し尿の処理が今の大変大きな施設能力を持っておるわけでございますけれども、違った形の処理ができないかということは、上部団体、東京都ともさまざまな協議もさせていただいておるところでございます。

す。恐らくこれからも搬入のし尿量は減っていくだろうとは思いますが、これがすぐさまゼロになっていくかということは、残念ながら今の段階で何年先にゼロという形でお答えをすることは現段階ではできないわけでございます。そういった中では、議員御指摘のように違った処理方式、例えば希釈をして下水道管に放流をしていく、要は柳泉園は直接的な処理はしないという形の方法がとれないかということも協議をさせていただいたわけでございますけれども、現行ではそれがなかなか許される状況にないということでございますので、現行の方式を当面の間は行っていかざるを得ないと思っております。ただ、今後どこかに委託をするという考え方、現段階では持っておりませんが、今後こういった形の処理にしていくかということは今後の課題として検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、今御答弁申し上げましたような形の中で現行は処理をしていく以外にないのかなと考えておるところでございます。

○資源推進課長（涌井敬太） 通常の一般家庭の単独浄化槽については、し尿と同じように処理をしております。

○議長（篠宮正明） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（篠宮正明） 続きまして「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございますが、本議案は、平成19年12月、組合の関係市におきまして、東京都の人事委員会勧告に準じ、職員の給与に関する条例の一部が改正されました。その内容を参考にいたしまして、柳泉園組合は、平成19年12月25日本条例の一部を改正した給与改定について専決処分し、同日公布いたしました。

詳細につきましては事務局より説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、東京都人事委員会におきまして、民間格差の実態を反映し、公

民格差を是正する勧告を行い、組合の関係市におきましてもその趣旨を尊重し、昨年12月職員給与の改正が行われております。このため、関係市の状況を参考に当組合職員の給与改正を実施するため、条例の一部を改正させていただいております。

次に条例改正の内容でございますが、関係資料といたしまして、議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、1ページの第9条の2第1項、見出しを地方自治法の改正に伴いまして、調整手当から地域手当に改めました。なお、見出しの改正に伴いまして、1ページの第2条から4ページの第24条までの調整手当を地域手当に改めました。

第9条の2第2項の地域手当ですが、当組合の所在地を考慮し、東久留米市に準じ11%を18%に改めました。なお、経過措置を設けておりますので、後ほど御説明申し上げます。

次に、2ページの第22条第2項及び第3項中の期末手当でございますが、東京都の上げ幅に準じ、1.5月から1.55月に改めております。

次に、5ページをお開き願います。5ページに記載の別表、給料表につきましては、記載のとおりです。

続きまして、6ページの附則でございます。第1項の条例の施行期日は、平成20年1月1日としております。

次に、第2項の地域手当の特例でございますが、改正後の条例第9条の2第2項の規定の適用につきましては、当分の間12.5%とするものでございます。この結果、改正前の11%から1.5ポイントの引き上げとなるものでございます。

次に、第3項の期末手当の特例でございますが、今回の給与改定に伴います公民格差の調整と期末手当の上げ幅に準じ、平成20年3月に支給する期末手当に限りまして、一般職の職員の期末手当を0.05月加算し、0.35月に引き上げるものでございます。なお、平成19年4月から12月までの公民格差0.007月引き下げ分を調整するため、一般職の職員につきましては0.343月、再任用職員につきましては0.145月とするものでございます。

続きまして、関係資料として提出させていただいております平成19年度給与改定の概要をごらん願います。

7ページの1、給与改定率は、給料と手当の合計で0.07%、306円の引き下げでご

ざいます。

次に、2、適用年月日は、記載のとおりでございます。

次に、3、改定の内容は、改定後の平均給料額等を記載しております。

次に、4、配分内容及び5、初任給等の内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをごらん願います。8ページの6、諸手当の改定でございます。

(1)の扶養手当につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(2)の地域手当につきましては、本則は18%に改正しておりますが、このたびの給与改定に当たっては、先ほど申し上げましたように、当組合の所在地を考慮し、東久留米市に準じ12.5%といたしました。なお、このたびの給与改定につきましては、公民格差分の給与改定0.07%の引き下げを行い、さらに先ほど申しました調整手当11%を地域手当12.5%に引き上げるため、地域手当の引き上げ分1.5%相当分を給料月額全体から1.4%引き下げております。改正後の給料は、給与改定分と地域手当を合わせますと1.47%の引き下げとなっております。

次に、3、住居手当、4、通勤手当につきましては、記載のとおりでございます。

次に、5の期末・勤勉手当につきましては、先ほど申し上げましたとおり、給与改定に伴う公民格差の調整と期末手当の上げ幅に準じ、平成21年3月に支給する期末手当につきましては0.343月といたしました。

次に、9ページの都及び東久留米市の給与改定状況との比較及び再任用職員の給与改定の内容は、記載のとおりでございます。

なお、給与改定につきましては、職員組合と協定書を締結し、12月25日に専決処分をさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、討論をお受けいたします。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論省略と認めます。

それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、採決をいたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成19年度に支給する退職手当については、西東京市及び東京都市町村職員退職手当組合に加入している清瀬市、東久留米市の支給状況と均衡を保つため、本条例の一部を改正いたしたく、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、西東京市及び東京都市町村職員退職手当組合に加入しております清瀬市、東久留米市において、平成19年度の退職手当額算定の特例措置が設けられております。当組合職員と関係市職員の均衡を保つため、退職手当支給条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、関係資料として、議案第2号資料、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、1ページの附則第4項の平成19年度の退職手当算定の特例に記載のとおり、平成20年1月1日から同年3月31日までの期間に退職した者の給料の月額、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する前の平成19年12月31日現在の給料月額により退職手当を算出するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第8、議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第3号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、既に東京都及び関係市で実施されております職務職階制に基づく給与体制について、本年度より当組合において実施いたしたく、本条例の一部改正を御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

柳泉園組合関係市職員の給与制度は、既に職務職階制に基づき、東京都の給与制度に準じて移行されております。当組合におきましては、関係市との整合性を図るため、職員組合との間で東京都の給与制度移行について協議を重ねてまいりました。また、昨年10月以降職務職階制及び人事考課の仕組みにつきまして職員に説明を行ってまいりました。その結果、現行の柳泉園組合給与制度から東京都給与制度に準ずる給与制度に移行するというので、このたび給与条例中の給料及び諸手当の一部改正をお願いするものでございます。

次に、条例改正の内容でございますが、関係資料として、議案第3号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、1ページの第2条中の宿日直手当でございますが、現在クリーンポートの24時間運転体制及び警備会社による夜間巡回等により、宿日直業務は行われておりませんので、削るものでございます。

次に、1ページから2ページに記載の第4条中及び第5条中の職務の等級を職務の級に改めております。

次に、3ページをごらん願います。第8条扶養手当につきましては、組合給料表を東京都に準ずる給料表に移行するため、扶養手当の月額を東京都に準ずる支給額に改正しております。

次に、4ページをごらん願います。第16条、先ほど言いましたように宿日直業務は行われておりませんということで、削除するものでございます。

続きまして、5ページをごらん願います。第21条勤務1時間当たりの給与額の算出の改正につきましては、月額で定められている特殊勤務手当を廃止するため、これは削除するものでございます。

次に、第22条第2項期末手当の職員に対する支給率及び同第3項の再任用職員に対する支給率につきましても、当組合所在地の東久留米市に準ずる支給率に改正するものでございます。

次に、6ページをごらん願います。第23条第2項勤勉手当の職員に対する支給率及び同条第3項の再任用職員に対する支給率につきましても、期末手当と同じく東久留米市に準ずるものでございます。

次に、7ページをごらん願います。第4条関係の別表でございますが、現行の等級5から職務の級7に改正するもので、現行給料表は平成20年1月1日現在のものがございます。

なお、給料表の改正に当たっては、地域手当と同じく当組合所在地の東久留米市に準じ、職務の級7級を取り入れております。参考までに申し上げますと、清瀬市は職務の級8級、西東京市は職務の級9級でございます。

続きまして、8ページの附則をごらん願います。

第1項は、施行期日でございますが、記載のとおり、この条例は平成20年4月1日から施行する予定でございます。

次に、第2項の新給料表の職務の級及び号級の切替から9ページの第7項再任用職員についての給料表の切替えは、旧給料表から新給料表への切りかえに関するもので、関連がございますので、後ほど御説明を申し上げます。

次に、10ページをごらん願います。

第8項は、地域手当の特例でございます。当分の間、地域手当の18%を14.5%とするものでございます。

第9項は、委任条項でございます。

次に、下の表をごらん願います。附則第2項の附則別表第1でございます。当組合は、東京都並びに東久留米市に準ずる給料表に移行する前に、現行の地域手当12.5%を14.5%に改正いたしますが、従前の給与改定等を参考にいたしまして、地域手当2ポイント引き上げ分を平成20年1月1日現在の給料表から1.80%の引き下げを行いました。この表が引き下げ後の平成20年4月1日付の仮の給料表でございます。本年4月1日に職員の給料を本表に記載する給料に引き下げまして、その後新給料表に移行するものでございます。

次に、11ページをごらん願います。附則第2項の附則別表第2給料表切替表は、旧給

料表号給に対する新給料表号給表でございます。なお、期間の欄に記載のとおり、切りかえ時に昇給期間の調整といたしまして、3カ月または6カ月の延伸並びに6カ月の短縮を行います。

次に、12ページをごらん願います。附則第3項の附則別表第3暫定給料表は、新給料表の給級を超える職員につきましては、本表で対応するものでございます。

次に、13ページをごらん願います。附則第4項の附則別表第4暫定給料表切替表は、暫定給料表に適用される職員の旧給料表号給との切りかえ時の表でございます。こちらにございますように、期間の欄に記載のとおり、切りかえ時に昇給期間の調整として6カ月の延伸を行ってまいります。

次に、14ページをごらん願います。附則第7項の附則別表第5再任用職員切替表は、再任用職員の新給料表及び職務の級への切りかえについて記載しているものでございます。

次に、15ページをごらん願います。議案第3号資料2柳泉園組合職員の標準職務表の新旧対照表の主な改正でございます。現行1等級は、事務局長、課長及び課長補佐が入っておりますが、改正案にございますように、職務内容に応じ、5級から7級に分けております。なお、現在課長補佐は管理職手当として10%支給しておりますが、改正案5級の課長補佐は管理職から外れますので、今後管理職手当は支給するものではございません。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○7番（長谷川正美） 少し言葉の意味だけ。市の職員なんかでもいろいろありますので、再任用職員というのはどういう基準で行われているのか。要するに定年の人をまた使えますよというのが再任用なんでしょうかね。その辺がよくわからないので、教えていただければと思います。

○助役（森田浩） 柳泉園組合におけます再任用制度につきましては、各市と同様に制度、規定を設けまして、その規定に基づきまして運用させていただいているところでございます。これの基本的な、根本的なところにつきましては、地方公務員法上の規定に基づきまして制度が確立されたものでございます。その中で、対象者といたしましては、定年退職者で25年以上勤務し、退職の翌日から5年未満の者とか、あと任用する職員については、短期間、短時間勤務職員とか、また長期間ありますけれども、柳泉園の場合には短時間勤務職員としての職員を採用しているということでございます。

また、任用方法につきましては、地方公務員法上の第15条の規定に基づきまして、勤務成績その他の能力の実証によりまして任用を行うということでございます。それから、期間は1年を越えない範囲でということで、これは年金との関係が強うございますので、年金が支給されるまでの間ということで各任用の期間が定められております。また、勤務時間、休暇、休日等につきましては、短時間勤務の場合は4週間で、1週間当たり16時間から32時間とありますけれども、そういう形の中で勤務をしていただくということでございます。

なお、その他の雇用状況につきましては、地方公務員法上はほぼ適用されると、各構成3市で運用されています再任用制度と同様の運用でさせていただいているということでございます。

○7番（長谷川正美） 再任用のことについてあえて伺ったのは、いわゆるパートの職員さんなのかな、同じ仕事をしていて、私たちはいかにも休暇だとかいろいろな意味で待遇が悪い。でも再任用の方というのは本当に恵まれている。ある意味ではやっかみかもしれないんですけども、そういう不平、不満の声も聞かれていたりするので、ここでそういったことはないのか、その辺も少し聞かせていただきたいんですけども。臨時職員といますか、パートといますか、そういう方もいらっしゃるわけです。お伺いいたします。

○助役（森田浩） 柳泉園組合におけます雇用の体系といたしましては、嘱託職員、臨時職員、再任用職員、あとは派遣職員とございますが、今も御答弁させていただいたように、再任用制度につきましては、法に基づきまして再任用として採用され、従事していただいていると。また臨時職員につきましては、主に厚生施設の窓口業務等を中心とした中での職員として採用させていただいている。また派遣につきましては、クリーンポートの運転業務という形の中での採用ということになっております。

その各形態によりまして、非常に給料また報酬で差はあるのは確かでございます。これは臨時職員の職責、責任の度合いとか、臨時職員と再任用職員の責任の度合いとか、全然形態が違うものですから、それなりの責任も当然負わなければいけないと、再任用職員は地方公務員法上ですべて一般の職員と同様の義務とかそういったものが課せられておりますから、当然それはそれなりの給料が確保されなければいけないと思っておりますが、臨時職員につきましては、そういうところは余り規制されていないということで、報酬または賃金に差が出ていると認識しておりません。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって議案第 3 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第 3 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第 9、議案第 4 号、柳泉園組合職員の特殊勤務手当に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第 4 号、柳泉園組合職員の特殊勤務手当に関する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現在職員に支給しております特殊勤務手当の支給要件等を見直し、その職務の特殊性に応じて支給いたしたく、条例の改正を御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

特殊勤務手当は、地方自治法第 204 条第 2 項に基づきまして、先ほど申し上げましたように著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でない認められ

るものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給することができるかとされている手当でございます。現行の当組合の現場作業手当、業務手当、技術手当及び現金出納手当は月額で支給されておりますが、対象となる業務に従事した場合ごとに支給されるものでないことから、個々の職務の特殊性に応じて日額または件数当たりの額で支給いたしたく検討をしてみいました。また、柳泉園クリーンポート（塵芥焼却場）の深夜10時から翌朝5時までに勤務する時間が5時間以上の場合、1回につき深夜手当を支給しておりますが、関係団体等を調査した上で、このことを含めて勤務実態を精査し、業務について見直しを行った結果、この特殊勤務手当に関する条例の全部改正をお願いするものでございます。

続きまして、条例について説明いたします。

第1条目的でございますが、特殊勤務の内容とその支給について述べております。

次に、第2条支給区分及び支給額でございますが、特殊勤務手当の種類及び支給額は、別表のとおりでございます。なお、作業内容及び金額は、記載のとおりでございます。

次に、第3条支給範囲でございますが、特殊勤務手当は、当該作業に従事した職員に支給いたしますが、管理職手当が支給される職員は除くものでございます。

次に、第4条特殊勤務命令でございますが、特殊勤務に当該職員をつかせるときは、主管課長が命令するものでございます。

次に、第5条特殊勤務手当の支給方法は、給料の支払方法に準じて支給するものでございます。

第6条委任でございますが、今後特殊勤務の詳細について別に定めるものでございます。

次に附則ですが、この条例は平成20年4月1日施行を予定しております。

次に、議案第4号資料をごらん願います。

特殊勤務手当新旧条例比較表にございますように、現在職務の内容により月額で支給している手当を新条例に記載のとおりその勤務の特殊性に応じて支給するものでございます。新条例の清掃業務作業に相對するものとしては、旧条例の現場作業であり、電気保安作業に相對するものとしては、旧条例の技術手当の中の高圧電気に関する事務ではないかと考えているところでございます。

これ以外の作業及び事務につきましては、見直しを行った結果すべて削除してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○8番（原正子） 旧条例のほうで、現金出納に関する事務月1,000円というのがございましたけれども、著しく特殊ということにこれが認められていて、これの適用を受けていた方がおられたんだと思うんですけれども、もっと早くに見直してもよかったのではないですかねと。このところ、すごくそう思うんですね。全体通しても本当に必要な手当を必要な場合に出すという意味では、時代が変わったら見直すということをなさればよろしいと思うんですけれども、見解をお願いします。

○管理者（野崎重弥） 今回の特殊勤務手当の改正についてでございますけれども、ただいま議員から御指摘をいただきましたように、社会情勢を十分に勘案する中で早期な対応が必要である、それは御指摘のとおりでございます。今般私ども特殊勤務手当を全面的に見直しをさせていただき、施政方針の中でも申し述べさせていただきましたけれども、これまでの特殊勤務手当に比べて509万6,000円、81.6%の減とさせていただいております。全面的な見直しをさせていただきました。この間さまざまな関係団体との協議もさせていただきながら、ここに至ることができたわけでございますけれども、今後とも柳泉園構成各市の負担金とも直接関係をしてまいります。そういった意味では、社会情勢に適応させていく、こういった特殊勤務手当についても適応させていく、そういったことを念頭に置きながら対応をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって議案第4号、柳泉園組合職員の特殊勤務手当に関する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合職員の特殊勤務手当に関する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第4号、柳泉園組合職員の特殊勤務手当に関する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第10、議案第5号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第5号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現在暦年で職員に付与しております年次休暇を会計年度付与に改めるため、条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

改定の内容でございますが、関係資料として、議案第5号資料、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、1ページの第12条第1項年次有給休暇ですが、現在は1つの年ごと、先ほども申し上げましたように暦年で与えております。1月1日から12月31日までの暦年の期間で年次有給休暇を与えておりますが、定年退職時の年次有給休暇の取得等を考慮いたしまして、1年ごとの——これは会計年度ですね——年次有給休暇を与えるために改正するものでございます。

次に、同条第2項を第3項とし、第2項として次の1項を加えるものでございます。1年の期間について規定を設けるものでございます。4月1日から翌年3月31日までの会計年度の期間で年次有給休暇を与えるものでございます。

次に、第12条関係の別表1を下記のとおり改正するものでございます。

続きまして、附則をごらん願います。

第1項は施行期日でございますが、記載のとおり、この条例は平成20年4月1日から施行する予定でございます。

次に、第2項は、年次休暇につきましては、既に平成20年1月1日から12月31日までの暦年で与えておりますが、会計年度に改めるため、平成21年1月1日から3月31日までの期間、3カ月でございますが、この期間に5日を与えるものでございます。また、この期間において繰り越された年次休暇は平成22年3月31日まで使用することができるものというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第5号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第5号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） 「日程第11、議案第6号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第6号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出予算をそれぞれ調整する必要がございます

たので、現予算の総額 3 4 億 9, 2 6 5 万 6, 0 0 0 円に対し、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 9 9 9 万 3, 0 0 0 円を追加させていただくため、御提案を申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

議案第 6 号、平成 1 9 年度柳泉園組合一般会計補正予算と題した書類をごらん願います。

今回の補正予算は、最終調整をさせていただく内容でございます。

初めに、1 0、1 1 ページをごらん願います。

2 歳入でございます。款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 施設使用料、節 2 プール使用料は、施設利用者数の増により、当初の予測に比べプール使用料が 4. 3 % 増える見込みでございます。

項 2 手数料、目 1 ごみ処理手数料、節 1 ごみ処理手数料は、4, 2 0 0 万円の増額です。搬入量が当初の予測量 1 万 5, 3 4 3 トンに対しまして、1, 2 0 0 トン、7. 8 % 増える見込みでございます。

次に、款 3 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金、節 1 基金運用収入は、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金から安全かつ有利な方法として国債で運用し、償還後の運用益でございます。

次に、款 6 諸収入、項 1 組合預金利子、目 1 組合預金利子、節 1 組合預金利子は、一般会計の中から大口定期預金に預け入れ後の運用利子でございます。

次に、項 2 雑入、目 1 雑入は、8, 2 3 5 万 3, 0 0 0 円、3 1. 7 % の増額でございます。

節 1 資源回収物売払は、リサイクルセンターで選別回収するアルミ缶、スチール缶及びペットボトルなど、市場の値上がりによりまして、当初に予定した契約単価を超えて契約することができました。

節 2 回収鉄等売払につきましても、市場の値上がり等により増えております。

次に、節 3 電力売払につきましては、可燃ごみの搬入量が当初の予定より減少しており、その影響により発電量が減りますので、電力売払を減額するものでございます。

次に、1 2、1 3 ページをごらん願います。

3 歳出でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 人件費、節 2 給料は、職員の異動等により増額するものでございます。節 3 職員手当等は、平成 1 9 年度の給与改定に

において、地域手当及び期末手当の支給率が改正されたことにより増額するものでございます。節4 共済費は、異動等により増額するものでございます。節2 5 積立金の基金運用利子3 5 2 万6, 0 0 0 円は、基金運用収入を同額充当し、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金に積み立てるものでございます。

次に、款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目1 人件費、節2 給料及び節4 共済費は、職員の異動等により減額するものでございます。

次に、款5 予備費の1 億2, 6 4 6 万7, 0 0 0 円の増額は、歳入歳出予算の増減額を差し引きし、追加をお願い申し上げます。

なお、予備費には、平成20年度の当初予算において負担金で精算されます、これは平成18年度の私車処分費1 億3, 3 7 5 万円が含まれております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○4番（板垣洋子） 歳入のところで、ごみ処理手数料がごみ処理の量が増えているんですけども、これまで何かここで聞いていたら、ごみの量は全体的に減っていると報告されていたと思うんですけども、少しこの1, 2 0 0 トンについてわかりやすく補足説明をお願いいたします。

○総務課長（大野常雄） 先ほど行政報告の中で言っておりますが、これはやはり市民の方が出すごみは確かに減ってはいるんですね。それで、今回申し上げます増額の部分は私車といたしまして、民間の方が柳泉園のほうに持ち込むごみの量でございます。

○議長（篠宮正明） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって、議案第6号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第6号、平成19年度柳泉園組合一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（篠宮正明） 休憩前に続き会議を続けます。

○議長（篠宮正明） 「日程第12、議案第7号、平成20年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第13、議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第7号、平成20年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定によりまして、負担金の算出方法及び負担額について定めるものでございます。

続きまして、議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ33億1,844万円で、前年度に比べ1,620万6,000円、0.5%の減でございます。

予算編成に当たりましては、柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、負担金を少なくすることに努めました。

なお、平成20年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より説明を申し上げますので、御審議を賜りますようよろし

くお願いを申し上げます。

○議長（篠宮正明） 補足説明を求めます。

○総務課長（大野常雄） 補足説明を申し上げます。

初めに、平成20年度の事業計画は予算見積り根拠になっておりますので、予算資料について御説明申し上げます。

予算書の後に添付しております議案第8号資料、平成20年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類をごらん願います。

1ページをごらん願います。1、組織の人員配置計画でございますが、合計欄の職員48名は、前年度に比べまして3名減でございます。なお、表の下段に外書きで書いてございますのは、再任用職員6名ということで記載させていただいております。

次に、2ページをごらん願います。ごみ処理計画でございますが、1、搬入予想量及び施設別処理計画は、各市が予測された量をもとに計画をしております。可燃と不燃ごみ等の搬入予想量は、平成18年度の実績に比べ5,189トン、5.8%の減でございます。この搬入予想量に基づき算出した各施設の稼働日数、処理内訳、最終処分計画量につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、3ページは、ごみ処理計画及びリサイクルセンター処理計画のフローシートでございます。関係市から搬入されましたごみ及び資源物を当組合で選別、梱包及び処理する量を記載してございます。

続きまして、4ページをごらん願います。4、ダイオキシン類測定及びその他分析調査計画でございます。各測定項目と実施時期、検体数及び排出基準につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、5、施設の運転に関する排出基準は、クリーンポートの関係法令に基づく基準と自己規制値を記載してございます。

次に、5ページは、し尿処理計画でございます。各市の予測量に基づく1、搬入予想量及び処理計画でございます。

次に、2、し尿水質・臭気分析調査計画でございます。分析項目と実施時期をそれぞれ記載する内容で計画しております。

次に、3、施設の運転に関する下水道排除基準は、施設の稼働に伴う基準でございます。

次に、6ページをごらん願います。厚生施設運営計画は、野球場を初め、各施設の利用期間及び回数などを記載いたしました。

次に、2、水質等分析調査計画は、プール及び浴室の水質を分析する項目と検体数などを記載してございます。

次に、7ページは主な事業計画でございます。

1、プール棟給水ポンプ改修工事です。本装置は設置後20年以上経過しており、不具合が発生した際に補修部品の在庫がポンプメーカーになく、施設管理に支障があるため、給水ポンプ等の更新を図るものでございます。

次に、2、クリーンポートデータ管理システム更新借り上げでございます。平成12年11月稼働後7年を経過しておりますクリーンポートそのもののデータ管理システムは、こういうことで経過しているということでございます。御承知のとおり、OA機器のソフトは日々性能が向上しており、新製品の発売とともに、部品の在庫にも限りがございます。当組合の各データ管理用計算機におきましても、故障発生時に部品調達等が困難となっております。このため、最新部品に対応できるシステムに更新するものでございます。なお、借り上げ期間は平成20年10月から平成25年9月までとなっており、平成20年度は6カ月分を計上しております。

次に、8ページをごらん願います。3、リサイクルセンターびん系列改修工事設計業務委託でございます。びん類の資源化施設は、毎年3,000万円前後の定期点検整備補修費を要しており、今後、経費の削減と作業効率の向上を図るため作業システムの見直しを計画いたしました。このため、本年度は施設改修するための設計及び経費の積算を業務委託するものでございます。

次に、9ページは、歳出予算を目的別に区分した内容と、性質別に区分した内容を一覧表にまとめましたものでございます。

次に、10ページをごらん願います。経常的経費と臨時的経費の前年度及び本年度の内容につきましては、それぞれ表にまとめたものでございます。

次に、11ページは、柳泉園組合負担金の計算方法でございます。負担金の負担方法と私車の処分費の取り扱いにつきましては、前年度同様の負担金の計算方法で算出しております。

次に、12ページをごらん願います。平成20年度柳泉園組合負担金の計算式について御説明申し上げます。

まず1の財産的経費でございますが、公債費に係る負担は、1の計算により清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担額でございます。

次に、2の計算による額ですが、議会費、総務費の報酬及び厚生施設にかかわる経費等は、3市に共通する経費として、各市3分の1で負担しております。

次に、3の経常的経費でございますが、共通経費の全額をごみ処理費とし尿処理費のそれぞれの構成比率で按分いたしまして、按分したそれぞれの額をごみとし尿の各経費に加算し、それぞれの搬入割合で負担することになっております。この結果、ごみ分及びし尿分は、記載のとおりとなっております。

なお、4の東久留米市環境整備負担金は、清瀬市及び西東京市のごみ及びし尿の搬入割合で負担し、それぞれ記載する金額となります。

次に、13ページに記載する5の負担金の表は、財産的経費及び経常的経費それぞれの内訳と合計金額でございます。

次に、6の東久留米市環境整備負担金を算出し、その後、私車処分費の精算額を差し引きした額が、その下に記載する表でございます。

次に、7の表は、前年度の負担金と比較した内容でございます。

次に、14ページをごらん願います。平成20年度の私車の処分費の取り扱いについて記載しておりますが、精算の計算方法は、柳泉園組合のごみ処理手数料に占める処分費相当額をもとに計算しております。

次に、15ページは、平成20年度柳泉園組合未償還債務に関する資料を添付してございます。

次に、16ページをごらん願います。平成20年度償還表でございます。ごみ処理施設、し尿処理施設及び厚生施設の債務に関する平成20年度末における債務に関する見込みと平成20年度の予定でございます。それぞれの金額につきましては、表に記載のとおりとなっております。

次に、17ページは償還表でございます。施設整備に係る事業債の借り入れ額及び今後の予定でございます。なお、平成19年度末未償還元金は71億8,203万8,735円でございます。

次に、18ページをごらん願います。基金残高の見込みでございますが、3件の基金につきましては、表に記載のとおりでございます。

最後に、19ページに記載の負担金の将来予測でございますが、この予測は、平成20年度予算案をベースに一定の条件で歳入歳出を計算し、平成24年度までの負担金を予測いたしております。

続きまして、予算案について御説明申し上げます。

平成20年度柳泉園組合一般会計予算と題した書類をごらん願います。

2、3ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算の予算総額は、前年度に比べ1,620万6,000円、0.5%の減となっております。款項の予算額は、表に記載のとおりでございます。

次に、4ページをごらん願います。第2表、債務負担行為でございます。次年度以降の債務負担行為は、先ほど御説明申し上げましたクリーンポートデータ管理システムと厚生施設利用者の緊急時に対応するため、AED（自動体外式除細動器）を計上するものでございます。期間及び限度額は記載のとおりでございます。

次に、10、11ページをごらん願います。2、歳入について御説明申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金は、前年度に比べ2,633万2,000円、1.3%の減でございます。なお、各市の負担金につきましては説明欄に記載のとおりでございますが、前年度に比べ、清瀬市は1,036万7,000円、2.7%減、東久留米市は1,749万6,000円、2.9%減、西東京市は153万1,000円、0.2%の増となっております。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料は、前年度に比べ370万9,000円の減でございます。減額の主なものは、目1施設使用料、節3浴室使用料でございます。項2手数料は、前年度に比べ4,050万円の増でございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入は、科目存置でございますが、なお、基金につきましては、安全を最優先に管理いたします。

次に、12、13ページをごらん願います。款4繰入金、項1基金繰入金は、職員退職給与基金を取り崩し、定年退職による職員2名分の退職金を充当させていただき予定でございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金は、前年度に比べ4,400万円の減でございます。

次に、款6諸収入、項1組合預金利子は、科目存置でございます。項2雑入は、前年度に比べ5,391万5,000円の増でございます。増額の主なものは、目1雑入、節1資源回収物売払及び節2回収鉄等売払は、契約単価の上昇により増額となっております。

次に、14、15ページをごらん願います。3、歳出について御説明申し上げます。

款1議会費、項1議会費予算額は、記載のとおりでございます。

次に、款2総務費、項1総務費、目1人件費は、前年度に比べ5,694万6,000円の

減でございます。減額の主なものは、職員退職後の人員不補充による一般職人件費の減及び定年退職者が前年度より1名減による退職手当の減でございます。

次に、16、17ページをごらん願います。目2総務管理費は、前年度に比べ3,053万円の減でございます。減額の主なものは、前年度に計上いたしました組合敷地内東久留米市所有地の土地購入費分2,063万円減と、節25積立金において職員退職給与基金の積立金を1,000万円減額したことによるものでございます。次に、目3施設管理費は、前年度に比べ67万円の増でございます。

次に、18、19ページをごらん願います。目4厚生施設管理費は、前年度に比べ582万1,000円の減でございます。減額の主なものは、節11需用費の修繕料でございます。

次に、20、21ページをごらん願います。款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べ416万2,000円の増でございます。増の主なものは、節3職員手当の地域手当及び期末勤勉手当の支給率の改正によるものでございます。次に、目2ごみ管理費は、前年度に比べ6,824万7,000円の増でございます。増の主なものは、節11需用費、修繕料の定期点検費と、節14使用料及び賃借料のクリーンポートデータ管理システムの借り上げによるものでございます。

次に、22、23ページをごらん願います。目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ59万7,000円の減でございます。減の主なものは、節11需用費、修繕料と節13委託料の運転業務の見直しによる委託費でございます。次に、目4資源管理費は、前年度に比べ2,983万6,000円の減でございます。減の主なものは、節11需用費の修繕料でございます。

次に、24、25ページをごらん願います。目5し尿管理費は、前年度に比べ145万5,000円の増でございます。増の主なものは、節11需用費の修繕料でございます。

次に、款4公債費、項1公債費、目1元金は、前年度に比べ1,883万9,000円の増となっております。次に、目2利子は、前年度に比べ1,983万円の減でございます。

次に、26、27ページをごらん願います。款5予備費は、前年度に比べ3,400万円の増ですが、この予備費には、翌年度、平成21年度に関係市の負担金で精算する予定の私車処分費1億5,519万3,000円を含んでおります。そのほか施設の故障時等、不測の事態に対応する費用を留保させていただいております。

次に、28ページから31ページまでは給与費明細書でございます。また、32ページ

の債務負担行為に関する調書及び最後、33ページの地方債に関する調書につきましては、それぞれ表に記載するとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（篠宮正明） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○4番（板垣洋子） 質問をさせていただきます。

まず歳入のところで、10、11ページで施設使用料で、先ほどの19年度補正でプールの使用料は、利用がふえたとおっしゃったと思うんですけども、昨年度の予算よりも若干少ない理由を教えてください。

それから17ページのところの総務管理費の13委託料のところのホームページ変更作成委託とありますけれども、19年度も47万8,000円ぐらいの予算が計上してあったんですけども、これまた新たに倍近くの予算計上をしてあるんですけども、その理由をお願いします。

それから18、19ページのところで、厚生施設管理費のところ、厚生施設建築設備等定期検査業務委託料が昨年よりも若干少なくなっているんですけども、私ども西東京市の例で、浴場の天井が突然ぐあいが悪くなって、急に1カ月ぐらい利用できなくなって、利用者の方が大変困っているような状況が起こったんですね。やはりおふろなど、こういう厚生施設に対しての管理、日常的な定期検査というのはしっかりしていかないと、大きな事故にもつながるんですけども、この委託料が減ったところでその中身がおろそかになるのではないかと少し心配なので、そこもお願いいたします。

それから22、23のところで、昨年度はここのごみ管理費のところにPCB廃棄物処理委託費というのがあったんですけども、ことしはそれが入っていないんですけども、逆にクリーンポート工場等排水口清掃委託というのが入っているんですけども、そのあたりの御説明をお願いいたします。

それから最後に予備費のところで、平成20年度以降私車処分費のことが少しわかりにくかったので、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは少し順番が前後して申しわけございませんが、最初にPCBの処理委託と、それからなせクリーンポートの工場棟の排水清掃が載っているかということです。

まずPCBですが、PCBはPCBを処理する施設がございまして、これが今年度一応

問い合わせをしたんですが、まだ順調に稼働していないと聞いております。でき上がったのが3年前なんですが、少しトラブルがあったようで、それで今年度20年度については処理ができないということだったものですから、今年度は予算に載せておりません。

それからクリーンポートの工場棟の排水口なんですけれども、工場棟の中で床清掃を行うところがあるものですから、それが灰等で詰まってしまうことがありまして、掃除に支障を来しているものですから、その掃除をいたしたいということになっております。

○施設管理課長（蛭田義一） それでは、まずプールの使用料についてお答えいたします。

プールにつきましては、今年度100万円の増額補正をさせていただいておりますが、当初の19年度の入場者数より1日40名近く多く入場されておりまして、その金額をお願いしたわけですが、今年度につきましては、その金額すべてを計上するには確立できませんので、その95%前後で予算計上をお願いしております。

次に、19ページの建物設備等定期点検ということですが、建物の検査につきましては、消防法により建築物の検査でございまして、その耐震性とかその構造について検査するものではございませんが、今、議員が御指摘のつり天井、またはおふろ場の天井につきましては、事前に調査し、写真を撮って確認しております。また、この建築物は耐震性の規格に合っている状態でございますので、今後耐震の調査を加えるようなことについては検討させていただきたいと思いますが、この定期点検検査業務については、その検査は入っておりません。

○総務課長（大野常雄） 総務関係で2点だと理解しているところなんですが、まずホームページの変更の作成委託料でございますが、ホームページそのものの変更の内容は前年度と変わっていないんですけれども、これは事前に各業者のほうに仕様書等を送っております。従前は柳泉園に来て仕様書等を配付していたんですけれども、談合等も考えまして、すべて柳泉園のほうでは契約仕様書等についてはメールで各会社のほうに送っている。これをメールではなくてホームページのところにそういった契約仕様書等を全部アップロードいたしまして、ホームページのところから各業者のほうに柳泉園の契約関係の仕様書等を渡すためのかかり費用として今年度30万円ほど計上させていただいているということでございます。通常のホームページの変更の作成については、前年度とほぼ同じ金額で計上させていただいているところでございます。

それと2点目の私車関係でございますけれども、これは、こちらの予算の説明資料の中の14ページに載せさせていただいているんですけれども、東久留米市の環境整備負担

金の下のところに米印で書いてあるんですけども、私車の出し方は、柳泉園のほうでは実際に私車の方が持ってきたときのお金の中には、最終処分場まで含めてお金を柳泉園でいただいているんですね。これの割合が約28.9%ございますので、ここの28.9%を掛け合わせた数値を翌年度の私車の処分費として柳泉園のほうで今度はそれを各市のほうにお返しをするということでやっております。

○4番（板垣洋子） 私のほうも順不同になってしまうかもしれないんですけども。

まずホームページなんですけれども、昨日見ますと、9月ぐらいから更新がされていないんです。ホームページの変更と更新とは別だということをたしか去年も確認をここでしたかと思うんですけども、契約などホームページ上でするのが30万かかって、変更には60万ぐらいかかるんですか。それで更新が半年ぐらいされていないということであれば、せっかくここにお金をかけても、中身が新しくないとこの契約のことも進まないのではないかと思いますので、これだけ予算をかける中で、適切に、効果的に使えるような工夫がされないとこの予算も無駄のように思いますので、もし何か御意見をいただけるようであればお願いいたします。

それで厚生施設のほうで、西東京の場合は何か耐震によることで天井が落ちそうなどということではなくて、通常に浴場を使っていて、湿気の多いところなのでそのような状況になってしまったということなんですけれども、先ほどのお話では、職員の方が点検をされているんですか。そこがどこが点検をされているのかが少し説明の中でわからなかったし、委託のどの部分なのかがわからなかったので、明確にだれが確認しているのかが明確に把握されているのであれば心配はないんですけども、少し心配なので、御指摘をさせていただきました。

それからPCB廃棄物処理の委託がないというところでは、では今年度PCBの廃棄物が、柳泉園で出たものは一体どのように処理されていくのかも教えてください。

○施設管理課長（蛭田義一） 建築物の検査でございますが、プール、浴場につきましては、プールは天井ほか建築物は耐震強度には合格しているものでございまして、その天井の確認につきましては、タワーで上がりまして、その状況を職員等が写真を撮ったりして安全の状況を確認しているということです。

それと他の施設で事故が起きた天井につきまして、報道等で聞いていますのは、休みの間湿度が建屋内に充満していて、換気をしていないためにボードが湿気を持ち重量が増えて、落下等があったのではないかとということで、私どもの施設は、確かに29日から3日

まで運営を中止させていただいていますが、その間は室内の空気はベンチレーターによって動かして乾燥させている状態を保っておりました。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、PCBのことについて御答弁いたします。

先ほど少し言葉が足らなかったんですが、私どもでは特別管理産業廃棄物ということで、PCBをこのクリーンポートの地下のところに部屋を決めて、かぎをかけて保管をしております。今までそういう処理をする施設がなかったんですが、平成13年6月に国のほうでPCBの廃棄物処理特別措置法を制定しまして、平成16年4月から日本環境安全事業株式会社というところをつくって処理をしましょうということになったんですが、運転をし始めて2年目ぐらいから少しトラブルが発生をして、今現状では施設の改善をしているということがあって、実は前年度も私どもでPCBの処理ということで載せたんですが、結局数がかかなり多いものですからできなかったというのと、それから今現状も改装中ということをお聞かせしております。

それが一応法律では平成28年7月15日の期限内にすべてのPCBを処理しなさいと、これは国の法律でございますので、そういう形になっております。ですから、私どもは日本環境安全事業株式会社が再開するのを待っている状況になっております。それで、もし再開しましたら予備費等をまたお願いして処理をするという形になると思います。

○4番（板垣洋子） 厚生施設については、職員の方が責任をもって定期的に点検をされていると理解しました。

それからPCBについては、やはり少し不安なんですけれども、先ほどのお話にあった日本環境安全事業株式会社というこの1社にすべてのこういう焼却場から出るPCBを処理しているんですか。そこが機能しないと日本中全部とまってしまうということなんですか。

○技術課長（櫻井茂伸） これは、国のほうでこういうものをつくりなさいということで、三菱が事業母体になっているようなんですが、名前は三菱という名前は出てこないんですけれども、これは全国に、北海道、東京、豊田、大阪、北九州にございます。ただPCB、47年当時に製造されて、その後49年には製造中止になっておりまして、特別措置法の中では、もともとPCBというものを使っていた場合にはPCBの赤い札というんですか、それは少しはっきりわからないんですが、申しわけないんですけれども、15年ぐらい前から管理をしなさいということで、私どもではそのPCBというものをずっと赤い札を張って監視をしていて、それで今回こういう新しいクリーンポートができたものから、

そういうPCBの保管庫をつくって厳重にかぎをかけて保管しているという状況です。

それで、例えばでは東京がだめだったら北海道はどうかということなんですけれども、これは地域が決まっております、東京のものは東京でやってくださいという国の指導なものですから、これは場所は東京の江東区なんですけれども、こちらが再開するまでは私どもでは動かしようがないという状況でございます。

○4番(板垣洋子) 現状はわかりましたので、ありがとうございました。

○6番(相馬和弘) 予算資料の7ページの、説明がありましたけれども、クリーンポートデータ管理システムの更新借上げについてですけれども、債務負担行為で5年間で5,000万のシステムを更新をするということなんですけれども、今のが古くてもう使えなくなって、在庫もないということなんですけれども、普通の基礎自治体でも情報化、IT化の中でいろいろなシステムの導入、保守管理とか、かなり値段が高くて、それが妥当な値段なのかどうか検証するのがIT化の流れの中で難しかったりするんですが、少し疑問に思いますのは、例えばよく一般的にバージョンアップということですとずっとやっていたのをいろいろなIT化の進展の中で、今まで使っていたのが5年たって、リースアップするときに、新しい契約に移るときに一定値段的に安かったりとかということに進んだりするんですが、極めて特殊なシステムだろうと思います、一般的に自治体行政で使うようなシステムよりももっと、焼却処理のためのシステムなんだろうから。これはあれですか、メーカーは全く同じで、古いのから新しいのに変わるのにはっきりそこが、相手方というか、システム開発をしている会社というのは同じところで、そのまま新しい更新をするのか、そうではなくてハードも含めて全部見積もりか入札か何かで一式きちんと最新の管理ができるようなものにとということで、全く新しく一からやり直すのかということをお尋ねします。

2つ目は負担金の関係ですけれども、清瀬市と東久留米市のほうで一昨年(2019年)の10月から容器包装リサイクル法の取り組みをされて、ごみの減量効果があったということで、20年度負担金が安くなって、西東京市のほうは21年度から反映させたいという方針ですが、20ページの負担金の将来予測の中では、特に西東京市の負担金はその減量効果で負担金が若干でも下がるというふうには、少し数字を見ると見受けられないんですけれども、かなり不燃ごみが焼却量というのは減っていると、5割ぐらい減っているんですか。そういうのが減量効果としては負担金に将来予測の中では反映されていないように見受けられるんですけれども、これについて御説明をいただきたいということでございます。

あと、柳泉園は極めて順調にいろいろな課題があっても事業運営しているかと思うんですが、中長期的な課題として、粗大ごみの処理施設の更新という大きな課題を抱えていかと思います。これについて、負担金の将来予測について、組合債については、これから借金はしませんよということで載っておりますけれども、粗大ごみの処理施設の更新について、ではどう計画事業として考えられておられるのか、一定のお金もかかる事業であるかと思うので、積立金等で対応するのかどうかということですね。それで、組合債についても、ことしから地方財政健全化法で一部事務組合の借金も実質赤字比率ということで起債制限比率に、連結決算をなささいということになりますから、この辺もそれぞれかかわってくる問題ですので、将来的に組合債は、つまり借金は起こさないということで柳泉園の運営をされていくのかどうか。粗大ごみ処理施設の更新の課題とあわせて、この辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） システムのことですけれども、システムなんですが、先ほどOS、基本ソフトがウィンドウズNTと、これはもう18年度になくなったというのがあるんですけれども、これ以外に今、議員おっしゃいましたように、やはりソフトのほうで柳泉園専門でつくっていたんですね。そうすると、やはり更新をするときに開発費等がかかったりするものですから、この際、少し専門的になってしまうんですけれども、データベースのオラクルという、一般的に使っているものがございます。それが皆さんよくパソコンでもそうですけれども、ワードというのがございますね。それがバージョンがかわっても次にまた新しいバージョンのワードが入ってくると思うんですけれども、そういう形で要するにアプリケーションソフトとして、その次にまた使えるようにということで、例えば6年たって新しく換えるときに、また新しくソフトをつくるのではなくて、その既存のデータベースを使ってできるという形にかえます。ですから、ハードもそうですけれども、そのデータベースの汎用のソフトを今度は使うという形になります。

それからあと、先ほど申しあげましたように365日データを取り入れているのもですから、二重化も一緒にやりたいと思っております。

○管理者（野崎重弥） 粗大ごみ処理施設の今後と、粗大ごみ処理施設だけではなくて、柳泉園組合を取り巻きます地方公共団体財政健全化法の改正とそれに伴う連結決算との問題で、今後相対として組合の運営と課題の施設等の更新をどう考えていくのかということでございます。

御指摘のとおり、今後地方公共団体にとりまして、そこに関連をいたします特別地方公

共団体、一部事務組合の連結決算の対象になっていく、それは御指摘のとおりでございます。そういった中で、今後負担金を支出いたしております普通地方公共団体のほうの決算との関係でどう一部事務組合を運営していくのかということについては、これは大変大きな課題でございます。なおかつその中でも財政上指摘を受けないような財政運営をしていかなければいけないということで、今後私ども御指摘があります粗大ごみ処理施設の建てかえといいましようか、更新をどの時期でどういった形で行っていくのかということが大変大きな問題でございます。それは、先ほどの御質問にもございましたけれども、し尿処理施設との関係が正直でございます。粗大ごみ処理施設は、要は基本的に毎日動いているわけでございますから、建てかえのためにとめるというわけにはまいりません。この柳泉園敷地内でどこかにそれをつくりながら現行の処理をしていくという形をとっていかねばなりません。その中で予定地として考えられるのは、先ほども御指摘がございましたし尿処理施設のところというのがこれまでの基本的な考え方でございます。そういった中でも、とりわけ粗大ごみ処理施設の持っている能力と老朽化、これはもう御指摘のとおりでございます。しかしながら、私どもは今、まだ管理者会議で正式な議題としては取り上げておりませんが、そう遠くない将来この粗大ごみ処理施設の建てかえということには具体的な計画も含めて検討していかなければならないだろうと思っております。

そのときに、繰り返しになりますけれども、一番大きな問題はし尿処理施設の問題でございます。これまでも担当においては、今までとは違う処理の方法がないのかということで東京都とも協議をさせていただいたわけでございますけれども、希釈化して下水道に放流をするという方法はとれないという方向性が出ておりますので、この方法はとり得ないと。そうしますと、サイズダウンをして新たにつくり直すのか、他の団体と一緒に、これまでとは違う形の処理を模索するのかということも1つの考え方にはなっていくわけでございます。しかしながら、どのような形が最も効率的で対費用効果が上がっていくのか、こういったことも検討していかなければなりません。当初予算を審査いただく中で明確な御答弁が申し上げられないということは大変恐縮に存じておりますけれども、今私どもが一番の課題は、今御指摘の粗大ごみ処理施設、そしてし尿処理施設、これをどう今後対処をしていくのかということにつきましては、今後とも管理者会議等で十分議論をいたしたいと思っておりますし、そのことによって連結決算対象となるわけでございますから、負担金を支出していただいている3市に対してできるだけ負担の少ないような形での建てかえということも十分考慮をしながら方向性を出していきたいと考えております。

○総務課長（大野常雄） 先ほど負担金の将来予測の中で、平成20年度以降の中で西東京市の分が入っていないのかというお話でございますけれども、平成20年度の負担金を出すときに、算定の中では、まず平成18年度のごみの実績並びにし尿の実績をもとに平成20年度においては負担金等も含めて計算をしております。ですから、当然これは毎年私どもではローリングするという理解をしております、当然19年度の西東京市のごみの実績が上がった時点で、それをベースに各市のそれぞれの搬入割合を出しまして、その中で経常的経費をお出しした上で、この21年度の予算を含めて1回出させていただいて、それを22年からまた今度は1年延ばしの平成25年度までに向けて、21年度を1つのベースとして、これからまた負担金の処理を予測していくということで、これは各市の中でごみの減量化が当然進みますと、当然ここに用いる係数も当然毎年変わるということもございますので、そういったものを入れながら負担金の将来予測については毎年度ローリングしていきたいという考え方でおります。

○6番（相馬和弘） データ管理システムのほうの御答弁は、多分専門的な話だと思うんですが、一般的に素人が理解する分にはそのソフト、アプリケーションが自動更新されますよということでもわかりましたけれども、ハードの部分とリース期間が5年間ですけれども、例えばソフトは自動更新されて、ハードの部分もきちんとしていけば5年たってリースアップしてもそのまま継続して使えるということでも理解してよろしいのか。また5年たったらまた1からやり直さなければいけないのかということだけお尋ねします。

2点目の問題は、懸案になっている粗大ごみ処理施設の更新が、し尿処理施設をどう扱うかというか、そこをどういうふうに取り組むかというのとセットの問題で、今すぐ具体的な方針を持ち合わせているわけではないけれども、今後慎重に各市の財源の裏づけも含めて検証していきたいということで、そんなに先には送れる話ではないけれども、20年度、21年度で管理者会議の中でもいろいろ協議していきたいということで、現状ではそういうことなんだろうということで、大変御丁寧な御答弁もいただきましたので理解をしました。

負担金の将来予測ですか、今御答弁のとおりいろいろな係数があって、毎年見直しながらということですから、その都度実績に応じて見直すということですので、そういう意味では変動するんだろうと、また流動的なんだろうということで、御答弁で理解をいたしました。

以上で質問を終わります。

○議長（篠宮正明） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、以上をもって、議案第7号、平成20年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第7号、平成20年度柳泉園組合経費の負担金について、討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成20年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第7号、平成20年度柳泉園組合経費の負担金については、原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計予算の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手全員であります。

よって、議案第8号、平成20年度柳泉園組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（篠宮正明） お諮りいたします。

ただいま議長のもとに陳情を2件受理しております。

この際、日程を追加し、陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することを先議した

と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することを先議することに決しました。

追加日程を配付してください。

〔資料配付〕

○議長（篠宮正明） 「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」及び「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を新たに議題に加えたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） それでは、「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」。陳情第1号、小金井ごみ委託処理に関する陳情及び陳情第2号、可燃ごみ焼却処理委託契約を小金井市と締結しない事を求める陳情を議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号及び陳情第2号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 4時09分 再開

○議長（篠宮正明） 休憩前に続き定例会を開きます。

○議長（篠宮正明） 追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告を行います。

陳情第1号、小金井ごみ委託処理に関する陳情及び陳情第2号、可燃ごみ焼却処理委託契約を小金井市と締結しない事を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員長（粕谷いさむ） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

付託されました陳情第1号、小金井ごみ委託処理に関する陳情については、慎重に審査

をした結果、賛成なしで不採択となりました。

次に、陳情第2号、可燃ごみ焼却処理委託契約を小金井市と締結しない事を求める陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

以上で、廃棄物等処理問題特別委員会審査報告を終わります。

○議長（篠宮正明） 報告が終わりました。

それでは、陳情第1号、小金井ごみ委託処理に関する陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午後 4時12分 休憩

午後 4時18分 再開

○議長（篠宮正明） 休憩前を閉じて再開いたします。

ここで討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号、小金井ごみ委託処理に関する陳情につきましては、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手なしであります。よって、陳情第1号、小金井ごみ委託処理に関する陳情は、不採択とすることに決しました。

続きまして、陳情第2号、可燃ごみ焼却処理委託契約を小金井市と締結しない事を求める陳情を議題といたします。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 質疑なしと認めます。

これより討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠宮正明） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号、可燃ごみ焼却処理委託契約を小金井市と締結しない事を求める陳情については、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（篠宮正明） 挙手なしであります。よって、陳情第2号、可燃ごみ焼却処理委託契約を小金井市と締結しない事を求める陳情は、不採択とすることに決しました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成20年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 4時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 篠 宮 正 明

議 員 上 田 芳 裕

議 員 板 垣 洋 子